

令和4年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和4年12月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介
	3番 山本 剛	4番 石川 恵美
	5番 村田 弘行	6番 木下 伸一
	7番 津村 俊二	8番 益川 教智
	9番 東郷 克己	10番 山崎 敦志
	11番 服部 嘉雄	12番 奥山文市郎
	13番 山崎 有子	14番 橋 俊明
	15番 岩井智恵子	16番 鈴木 市朗
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	赤坂 悦男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了恵	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	辻川 真

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第6番、木下伸一議員、第7番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第13号、第9番、東郷克己議員。

○9番（東郷克己君） おはようございます。第9番、新誠会、東郷克己でございます。では、通告に従い一般質問させていただきます。

第1点目は、豊かで持続可能性のある農業を目指してと題し、農業全般についてお伺いをいたします。

農業従事者の高齢化やそれに伴う従事者の減少、これに追い打ちをかける昨今の燃料費高騰など、野洲市のみならず、全国的に農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。しかし、農業イコール食であり、安全でおいしい農産物が生産されることにより、我々の命、そして健康が保たれていると言っても過言ではございません。

そこで、市内の農業の厳しい状況を踏まえつつ、将来を見通した農業の展望を見いだすべく質問をいたします。今回、持続可能性のある農業について質問する契機となりましたのは、神戸大学の星教授や、JA佐渡さんを取り上げたユーチューブの番組でございました。星教授は、長年にわたり、ネオニコチノイド系農薬の危険性についての様々な実験を行い、その結果から警鐘を鳴らしておられる先生です。JA佐渡さんは、ネオニコチノイド系農薬を代替農薬に切り替えてやめる取り組みが不可能と思われたトキの自然繁殖につながっておりました。星教授の論文やいくつかの書籍を求め、ネオニコチノイド系農薬について、個人的に調査したところでございます。一方で、農業の現場の状況や、また、課題を考えると、単に農薬を排除すればよいという問題でもないと認識をしております。

そこで表題のとおり、農業全般の課題を見渡し、豊かで持続可能性のある農業をどう守っていくかという視点に立って質問をいたします。

まず、ネオニコチノイド系農薬とはどんなもので、どのようなメリット、デメリットがあるのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷議員の豊かで持続可能性のある農業を目指してのご質問の1点目にお答えいたします。

ネオニコチノイド系農薬は、昆虫の神経系に作用する農薬で、この農薬が使われ始めるまで、主流となっていた有機リン系の殺虫剤に比べまして、人や水生生物に対する毒性が弱いという特性があります。水稻の他、様々な作物の防除に広く使用されております。この農薬のメリットとしましては、適用できる害虫の種類が多いことや、根や葉から吸収された農薬の殺虫効果が持続するため、散布回数を減らせることなどが挙げられます。しかしながら、ネオニコチノイド系農薬による生態系への影響、人体への影響について警鐘を鳴らされている研究者がおられるということは、生産者や消費者の不安が解消されていないという認識でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 人や水生生物に対する毒性が弱いという部分について、従来の有機リン系の農薬に比べてという点では理解する一方で、先ほど申し上げた星教授の実験結果としては、結構異なる見解ではあります。

また、メリットとして挙げていただいた適用できる害虫の種類が多い、散布回数を減らせるなどについては、理解をいたしました。

本日は、この農薬自体の是非を問うことが主眼としておりませんので、見解の異なる部分はありますが、議論を控えて、2問目の質問をいたします。

1問目で紹介した星教授は、農耕地は人工的な環境であり、手をかけて守る必要がある等と指摘をされており、一方的に農薬を否定されているわけではありません。そこは私も同様で、できるだけ農薬を減らしつつ、諸事情とバランスを取っていけたらと考えております。

そこで、お聞きをいたします。ネオニコチノイド系農薬の代替品はあるのか。また、代替品に変えた場合の農家の負担としては、どのようなことが想定されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

滋賀県大津南部農業農村振興事務所農産普及課によりますと、ネオニコチノイド系農薬の代替となる農薬はあるということでございます。ネオニコチノイド系農薬の特徴としましては、適用できる害虫の種類が多いことから、仮に代替品を使って、同等の殺虫効果を出そうとしますと、いくつかの農薬を組み合わせ使ったり、あるいは散布回数を増やしたりといったことも必要になる場合がございます。その結果として、農家の経費面や、労力面の負担が増えるということが想定されます。また、複数回使用することで、土壌や作物に何らかの影響を与える可能性も考えられるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今、代替農薬に変えた場合の心配と申しますか、を述べていただきました。

これまでの農薬の開発の歴史といったものを鑑みましても、なかなかいたちごとくございますか、悪い点が見つかったら、また新しいのを開発し、そうすると、また新たな問題が

出てというようなどころもあるのかなと思っております。

実際に、ネオニコの脱ネオニコを進めておられるJA佐渡さんのほうから、詳しいお話を伺っております。それによりますと、代替農薬によって、現段階では害虫被害の増加や収量への影響といったことはないそうです。また、作業面においても、負担が増えるということはないとお聞きをしております。柿で脱ネオニコを始められるなど、米以外でもこの作物、米以外の作物についても進めていく予定とお聞きをいたしました。

また一方で、先ほど組み合わせや回数を増やすというようなことを言及いただきましたが、実際、代替農薬については、選択肢が大幅に絞られて、現在も営農指導員を悩ましているところではあるといったようなことは、そうした現実は何っているところであります。4番以降のブランド化と関連しますが、豊かで持続可能性のある農業に向け、脱ネオニコも、その取り組みの選択肢の1つとして、こうした、例えば佐渡や、有名などところで言いますと、兵庫県の豊岡等々、先進的な取り組みをされているところの概要などの情報を収集することは重要ではないか、有効ではないかと考えておりますが、認識を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

脱ネオニコにつきましては、滋賀県の県議会でも、そのことが指摘されておまして、今後、議論が活発になってくるのかなというふうに考えております。ネオニコチノイド系農薬を使わない取り組みというのはご指摘がありました佐渡、それから兵庫県豊岡、他にも、ナベヅルの飛来地であります岡山県とか徳島県などでも、積極的に取り組まれているというようなことは聞いております。滋賀県の場合、それを滋賀県で考えた場合に、滋賀県の地形を考えますと、琵琶湖を中心に水系がすり鉢状になっておりますので、ネオニコチノイド系農薬だけではなくて、様々、いろんな全ての農薬が使われている中で、その使用による生態系への影響、そういうことも考える必要があるのかなと思います。

そういう観点で考えますと、本市独自に何か取り組むというよりは、滋賀県全体で取り組むべきではないのかなというふうに考えております。そこで滋賀県の取り組みですけれども、低農薬あるいは有機栽培、農業の取り組みを積極的に県も進められておまして、本市もそうした取り組みと連携しながら、農薬の使用量を減らす、あるいは有機栽培、オーガニック農業、オーガニック栽培などの環境に優しい農業の推進を図ることとともに、他の自治体でも取り組まれているような情報、取り組み事例などを積極的に情報収集して、今後の農業のあり方について、議論を進めていくべきだというふうに考えており

ます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） おっしゃるとおり、滋賀県全体でというのはごもっともやと思います。ただ受け身ではなく、むしろ県のほうにも、積極的に情報といいますか、意見を述べつつ、滋賀県の中でリードしていけるような野洲市であればいいなと思っておりますので、その点ぜひよろしくをお願いします。

3問目、次に、野洲市における農業の現状と課題について伺います。所管部として認識する課題を3つ挙げるとすれば何か。その理由を含め、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度に改訂しました第3次野洲市農業振興計画の中でも挙げておりますけれども、3つ挙げるとしますと、まず1つ目は、農業従事者が高齢化している現状から、新たな担い手を確保する。あるいは農地のさらなる集約化を進める必要があるということ。

2つ目は、農業の生産性の向上に不可欠な土地改良施設なんですけど、これが経年劣化によりまして老朽化が進んでおりますので、農業施設などの適切な保全管理が必要であるということ。

3つ目は、消費者の食へのこだわりや環境意識が高まっていることから、そのニーズに応える環境こだわり農産物をさらに普及していく必要があるということと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 高齢化や土地改良施設の劣化、また消費者のこだわりということで、おおむねお答えいただきました課題というのは、私が考えていた方向と一致をいたします。地元で、環境に配慮した農業を営まれている方や。すいません、これ、再質問です。方や、JAレーク滋賀さんでもお話を聞き、JAレーク滋賀さんからはこのような第1次農業振興計画、令和4年から6年という資料もご提供いただきました。各地域の現状認識から今後の方向など、よくまとめられた資料になっております。この振興計画では、高齢化の進行による小規模農家の離農、生産量の維持が難しいが、守山や野洲地域の課題として挙げられている一方で、新規就農を検討されている方も比較的多く、行政と連携し、支援を取っており、行政と一体となった、さらなる支援が必要と結ばれております。

そこで、新規就農に向け、JAはじめ、事業者さんや市民とともに、さらなる取り組みや支援についてのご認識を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、生産者の高齢化が進んでいるのは、大きな問題だというふうに認識しております。新規就農者にとって何が大事かというところを考えますと、まず、準備段階で言いますと、1つは農地を確保すること、それから農業技術を習得すること、それから、生産に必要な設備、機械とか、あるいは資材を整えるということでございます。

そこで、市では、県、それから、今ご指摘のあったJAさん、それと連携しまして、新規就農者、新規就農や農業経営の相談、それから、技術指導などを行っているところでございます。また、これは農業委員会でも随時、地域の中での就農相談ですとか、農地の確保に係る相談を行っているというところでございました。この他、国の農業次世代人材投資事業というのがございまして、これを活かしまして、新規就農者への資金面での支援を実施しております。要件を満たせば、年間最大150万円の支援が受けられるということでございます。これ5年間、最長5年間でございます。現在、5名の方がご利用いただいているという状況でございます。

新規就農を希望される方の多くは、農業に魅力を感じておられる方、付加価値の高い農産物を生産しようということで日々頑張っているところでございますが、しかしながら、全ての就農者が目標達成できるかといいますか、目標に達成するような農業が行えているかという、必ずしもそういうわけではないという状況でございます。市としては、農業経営に係るリスクをしっかりと伝えること、それから県でも非常に高い基盤整備基準、野洲市の場合はかなり98%以上の基盤整備が整っておりますので、そういう基盤整備率を背景に、生産性の高い農地であるということアピールしていきたいというふうに考えております。そして、こうした取り組みを継続する中で、新規就農者の確保や後継者の育成につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今ご説明いただきました国の事業、次世代の育成の部分については、議案にも上がっておりますので、一定把握はしていたところでございますが、やはり、若い方が魅力を感じていただけるという部分については、これ以降、ブランド化等々、質

問いたしますが、大きく関わるので、そっちのほうにも注力していただけたらと思います。

4 問目、質問いたします。続いてブランド化についてお聞きをいたします。野洲市を含め、本県においても、県産品のブランド化には力を入れて取り組まれていると認識をしております。その一方で、例えば米を例に取れば、新潟県産米と滋賀県産米、比較をすれば、その流通価格には大きな差があります。品質においては、私はそれほどの差はないのではと考えていますが、実際、新潟産は高くても売れています。本市農産物のブランド力という点における認識や課題について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、4 点目のご質問にお答えいたします。

農産物におけるブランドという考え方ですけれども、まず、質のよい風味ですとか、安定した品質、それから安全性といった付加価値を、生産者と消費者との信頼関係の中で評価されるものというふうにご考えております。そうした農産物を持続的に生産し、独自の名称やデザインをつけて、他の商品と差別化を図っていくことがブランド力だというふうにご考えております。これまで滋賀県が、全国に先駆けて、農薬や化学肥料を低減する農業、いわゆる環境こだわり農業を推進するという政策のもとで、本市におきましても、安全で安心な農産物の生産支援に取り組んできたところでございます。その点からしますと、環境こだわり農産物が、本市の農業を支えるブランドになっているというふうには思いますが、課題として、環境こだわり農産物や地域の特産品のブランド力向上を図る取り組みを進めてきたものの、消費者に十分PRできていない点や、そうした農産物の生産面積の拡大につながっていない点が挙げられるというふうにご考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9 番（東郷克己君） 先ほど紹介いたしましたJAレーク滋賀さんの農業振興計画では、営農経済戦略に基づく事業展開の実施として、①実需に対応したパン用小麦などへの品種転換及び作付強化、②特産物を進めている大納言小豆やモチ麦について、品質向上への取り組みと販売促進、③行政と連携した新規品目（イチジク）の実証圃の取り組みを行い、産地化を目指すことと記されております。こうした現場の計画と取り組みは非常に重要で、行政としても連携していくべきと考えております。この計画はどう認識され、また連携についてはどうお考えか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、ご指摘のJAレーク滋賀さんの地域農業振興計画といいますのは、本市にとっても大変重要な計画だというふうに認識しております。そういう意味では市とJAさんがしっかり連携していくことが必要であるということは議員ご指摘のとおりでございます。

そこで今回指摘のありました、今の小麦、小豆、モチ麦ですとか、新品種のイチジクですとか、そういう取り組みについては、これまで県、JA、それから、市が毎月1回会議を行っておりまして、検討協議を進めているところでございます。JAさんの計画というのはそれをそうした会議とか内容を十分反映させた内容になっているということでございます。しっかり連携しているということになっていると認識しています。

先ほどのイチジクの他にも、ニンニクなどにも取り組んでおりまして、今後、安定栽培、あるいは生産の定着につながるよう、研修会とか、あるいは栽培の圃場、それを巡回するなどしまして、しっかり支援していくという取り組みを進めているところでございます。市としましては、このような連携を今後も継続して行っていくことが大事なかなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） ご承知のとおり、農業というのは大変、日頃の活動といいますか、非常に地道なことではあるかと思いますが、ぜひ、前向きに取り組んでいただければと思います。

5点目の質問に移ります。先ほどの回答にもございましたPRできていない、面積の拡大につながっていないという点について、PRという点で、大事なポイントが見落とされているのではないかと感じております。それは、単に無農薬とか、環境こだわりという言葉だけでは伝わりにくいものがある。そこに、絵になるストーリーが必要ではないかということです。1問目で紹介した佐渡はトキ、兵庫県豊岡はコウノトリをブランドイメージにして成功されております。農産物は安全が前提です。この点で有機農法や無農薬あるいは環境こだわり農産物というのは大事なポイントの1つです。しかし、その分、農家の負担も大きく、負担に見合う収入、結局これがブランド化ということなのかと思っておりますが、収入がなければ取り組めない、チャレンジしてみようと思わないのは当然です。繰り返しになりますが、単に、無農薬ということだけでは、今の市場、現状ではインパクトが弱いと思います。

滋賀県にはトキやコウノトリのような注目を集める鳥はいませんが、琵琶湖があります。トキは食べられませんが、琵琶湖には魚がいて食べられます。そうした意味で、本市でも取り組まれている魚のゆりかご水田は環境だけでなく、ブランド化の観点からも、また、食育という観点からも、非常に期待する取り組みと認識をしております。ゆりかご水田以外の積極的な取り組みを含め、野洲産、滋賀県産のブランド力をさらに高める取り組み、挑戦など、今後の野洲の農業に対し、期待されるところと課題について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、5点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、絵になるストーリーと申しますか、インパクトのある、そういうPRは大事なかなと思いますし、負担に見合う収入で、意欲を高めるというのも大事だと思います。そういった中で本市の取り組みですけれども、本年7月に、滋賀県の琵琶湖システムが世界農業遺産に認定されました。これは、琵琶湖の水系と共生する農林水産業の仕組みでありまして、市内で取り組まれている、先ほどご指摘のあった魚のゆりかご水田もそのシステムの重要な要素だというふうに認識しております。また、本年11月に、有機栽培による農業、いわゆるオーガニック農業と言われるものなのですが、これを先駆的に取り組んでこられた市内の生産者の方が、全国で初めてグリーンファーマーに認定されました。これは、本年7月に施行された緑の食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動において、滋賀県が進める環境こだわり農業を実践する生産者として、知事から認定を受けられたものでございます。

今後、さらに、食への安全性が注目されている中で、こうした環境負荷を抑える取り組みが評価されることが追い風となっているというふうに考えておりまして、市内の農産物がブランド化されることが期待されるというところでございます。また、こうした動きが、環境こだわり農業に取り組まれる農業者の拡大につながることを期待しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 農業というのは非常に幅広く、また、先ほども申し上げましたが、日頃の作業は非常に地道で、労力のかかるところであります。要するに、一朝一夕に、そのブランド化というのなかなか難しいところもありますが、一方で、前を向いて野洲の農業を盛り上げるべく、私も努力をしてまいりたいと思います。ぜひ市としても、絵になる

ストーリーを意識され、取り組んでくださいますようお願いをして、次の教育の質問に移ります。

明日を創る教育、現状と今後と題し、質問をいたします。

今年の初秋、野洲市の教育は大きな波に揺れておりました。その原因は、確かに問題であり、市教育委員会はしっかり調査、分析し、今後時間をかけて、実効ある対策を実施していかなければなりません。今後の方針や諸施策の実施状況については、継続して関心を持ち、注視するとともに、子どもたちの健やかな成長のため、側面から支援を続けるつもりでございます。

今回の質問においては、あえてその問題の局部にピンスポットを当ててではなく、より根本となる本質、教育の原点から、今後、野洲市の教育が取るべき方向や留意すべき内容について考えてまいりたいと思っております。

1点目、野洲市の教育の原点として、令和4年度教育方針を改めて読んでみました。

まず、3つの視点が示され、うち2つが学校教育に関するものでございました。特に1つ目で示されている生き抜く力を育てるでは、学力はもちろん、高い自尊感情や豊かな情操、健康な体が求められる。こうした資質、能力を学校・園が協調して育てていくとありました。また、教育方針の具体的項目の1、令和3年度を振り返っては、③で学力の二極化、④で教職員のスキル向上が取り上げられていました。私自身が今、列挙した中で関心を持った言葉は、高い自尊感情、豊かな情操、学力の二極化、そして課題として示された複数の資料を読み解いて自分の考えをまとめ、根拠を示して、それを表現する力などです。今年度も既に3分の2が過ぎました。これまで高い自尊感情や豊かな情操を育むため、さらに、複数の資料を読み解いて、自分の考えをまとめ、根拠を示して、それを表現する力をつけるために取り組まれた内容をお聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷議員の2つ目の、明日を創る教育、現状と今後についてのご質問のうち、1点目の、今年度の取り組みについてお答えを申し上げます。

まず、自尊感情や情操など、心の部分についてのお答えをしたいと思います。高い自尊感情や豊かな情操を育むために、各学校では、友達のいいところ見つけという取り組みをしたり、自分のできるようになったことを発表したり、人権集会を開いて、歌や劇、あるいは意見発表を通して、みんなで人権について考えたりするなどの取り組みを行っています。

そして、こうした中で、自分の成長を実感するとともに、自分は自分でいいんだという気持ち、これは自尊感情なんです。この自尊感情を育むことを大切にしています。

また、道徳や学級活動の時間、あるいは総合的な学習の時間を中心にして、自分の考えを振り返って深めたり、様々な人の考えや作品などに触れたり、実際に当事者、あるいはその現地に行って話を聞いたりすることで、豊かな心、情操の育成に努めているところでございます。

次に、読み解く力についてお答えをします。

まず、この読み解く力とは、議員が先ほどお話しされました複数の資料、いろんな作品とかあるいはデータなどですが、そういう資料を読み解いて、自分の考えをまとめて、その根拠をもって、それを示しながら自分の意見を表出すると、そういう力のことを読み解く力というふうに言っております。学校では、この力を育成するために、授業中に、最低2人で話し合いを行うということを中心にしてしています。ペア活動というふうに言っているんですけども、こういうのとか、それからペア活動の後、さらに人数を増やして4、5人で、班でやるグループ活動、こういうのを積極的に取り入れています。こうする中で発言する機会を授業中に増やしていくことによって、自分の考えを相手に伝えるというふうな作業になります。こういう活動は、子ども同士の対話的な活動が生まれ、多様な考え方に触れる大きな機会となっておりますので、こういう取り組みを大切にしています。

また、タブレットパソコンや電子黒板など、ICT機器を有効に活用して、普段の授業の中で、そういうところで根拠を示し、自分の考えを整理して、ノートにまとめたり、あるいは自分の考えを相手に伝えるなどの学習を進めています。

ただ残念ながら、教員によっては、依然として講義形式の授業も見受けられますので、今ICT支援員というのを学校教育課で各校に巡回派遣をしています。こういう人たちの力を借りながら、新しい授業の創造に向けて一層の学校支援を教育委員会として行ってきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 詳しくご答弁いただきました。もう重々、教育長、心得ていらっしゃると思いますが、講義型の授業を全否定というわけでもないと思いますが、やはり、子どもたちが自分で考え、議論すると、こうした教育、私も期待しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

2番目の質問をいたします。1問目に引き続く質問になりますが、高い自尊感情を育むには、子どもたちの個性や特徴を理解し、これを伸ばすことや、あるいは尊重することが大切と考えております。ただ、個性を伸ばすという言葉を実際実践するというのは、言うほど容易ではないのかと思っております。一般論として、個性を伸ばすには何が重要であると考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、2点目の個性を伸ばす教育についてお答えをいたします。

学習指導要領が改訂されまして、これからの変化の激しい予測不可能な時代に、豊かな人生を歩んでもらうためには、これまでの知育、学習ですね。偏重からの脱却が強く求められています。そのためには、いわゆる学力、別の言い方で認知能力というふうな言い方もします。この認知能力、学力の土台、その下になるのが、非認知能力というちょっと難しい言い方なんですけども、これは、友達と一緒に協力しながら物事を考えていくとか、あるいは粘り強く取り組むとか、我慢するとか、あるいは相手にしっかりと伝える、こういうコミュニケーション力というんですか、そういうこと。こういう力をまとめて非認知能力というふうに言うんですけども、これはテストでは測ることができない力でございます。こうした力は、人が生きていく上で一番土台となるもので、それぞれの人の個性を決めるというふうに言われています。

そして、この非認知能力は、大きく2つに分けることができるというふうに言われています。1つは、自分自身に関する力、これは、自分のことをかけがえのない存在として、肯定的に受け止めたりする力。自尊感情とか、困難なことがあってもその自分の気持ちをコントロールして、そこを乗り越える復元力といいますか、こういうこと。あるいは試行錯誤しながら壁を乗り越えていく、そういうようなのにぶつかっていく挑戦力とか、個人に関わる力の部分です。

それから2つ目は、人とかかわる力。例えば運動会などで、行事を協力して一緒に取り組むとか、あるいは合唱大会で1つの曲をすばらしい曲に仕上げていくと、協調性というふうに言うたほうが分かりやすいと思うんですけども、そういうこととか、あるいは、困っている子がいたら相手の子を思いやる力というんですか、そういう思いやりという部分も、この人と関わる力の中に入ると思うんですけども、こういう力のことでございます。

こういう試験では測ることができない非認知能力、自分に関わる非認知能力と、人にか

かわる非認知能力、これをしっかりと育むことが、その子の個性につながっていくというふうに捉えています。

そのためには、今後学校だけではなく、家庭や地域の皆さんと連携を一層強めて、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支えていくということが一番大きいかな、学校ではもはや、だけでは、十分育て切れないというか、そういう意味では、教育委員会、今後進めていますコミュニティスクールの理念とちょうど重なりますので、ここを来年度からしっかりと進めて、子どもたちの非認知能力をしっかりと育成して、子どもたちの個性を伸ばすということにつなげていきたいというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 非認知能力について大変詳しいご説明をいただきました。私も結構関心は持っておりましたが、大変よく分かりました。

コミュニティスクール、少し最後、言及されました。前の前ぐらいだったでしょうか、質問させていただいて、私も重要視しているところです。先進事例は数あるんですけども、野洲では初めての取り組みですので、私も関心を持って協力もしてまいりたいと思いますので、ぜひ、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

再質問をいたします。秋の問題に関連して、発達特性が一部で話題になりました。私は全く別の案件から、発達支援に関心を持ち、発達支援センターのセミナーにも参加し、また、市内小学校に配置されているスクールソーシャルワーカーの方と面会し、お話を伺いました。セミナーでは、特性のある人とそうでない人、本当は、個性のグラデーションでつながっているのではないかとの言葉が印象に残りました。また、スクールソーシャルワーカーの方からは、発達という診断には、下すには非常に慎重だが、診断で止まってしまうという現状を非常に憂慮されておりました。また最近、日本教育新聞、これですが、私の取扱説明書という記事がございました。発達特性に苦しみ、いじめを経験され一時は自殺まで考えていたという当事者の方のこの方、大学生で、現在はいらっしゃいますが、講演の概要が掲載されておりました。本人が自分の特性を知り理解することや、周りの人にそれを理解してもらうことで、関係性が改善されるといったようなことが書かれておりました。ただ自分を知ることや、まして、それを周りの人に理解してもらうように努めるというのは、かなりやはり成長段階が必要なのかなと思います。それまでの間では、学校や発達支援センターなど、本人や保護者をサポートし、本人の個性を前向きに理解し、伸ば

していけるように導いていくことが重要と考えております。この記事の中でも、このご本人、今は非常に前向きになって活躍されておりますが、このご本人の転機は、進学した中学校で、校長先生に、ご自身の特性を個性として受け入れてもらえたこととの記述がありました。

野洲市では、スクールソーシャルワーカーの配置など、重点的に取り組んでおり、今回の面会でも、スクールソーシャルワーカーが大きな役割を果たしていることが確認できました。他方、実際の学校生活では、他人は最も子どもたちと密接に関わり重要な立場にあります。こうしたことから全ての教員が、今申し上げたようなことを理解、共有することが大変重要と考えております。教育長の見解をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、再質問にお答えをいたします。

今、発達障がいについて東郷議員が、個性のグラデーションというふうにお話がありました。私もまさにそうやなというふうに捉えています。例えば視力ですね。眼鏡をかける、かけないというのは、別に本人の判断で、見えていれば、別に不自由なればかける必要もありませんので、必ず、例えば0.6からの人が眼鏡をかけなさいという、別に法律があるわけではありませんので、そういう判断と同じ診断と同じではないかなというふうに思っています。いろんな人、いろんな特性というのはみんな持っているんですけども、その強弱があるというふうに捉えたら、それぞれの個性という言い方もできるのではないかなというふうに思っています。

発達障がいにつきましては、今、文部科学省は、特別支援教育の一環として指導するということ言われています。それまでは、たしか15年ぐらい前に、文部科学省の教育の大転換がございました。それまでは、特殊教育、現場では障がい児教育というふうに言っていたんですが、障がいを持った子は養護学校に行くというふうに決まっていたんですが、文科省の大転換、世界的なノーマライゼーションの流れを受けて、日本もそうしますということで、一般の小中学校に障がいを持った子が、親御さんと本人の判断で行くということができるようになりました。そこから、学校現場でも、障がい児教育の視点が大きく変わりましたので、文科省も特別支援教育というふうに呼ぶようになりました。その特別支援教育の中には、以前からの障がいを持った子に対する教育というのがありますが、その捉え方がどんどん広がっていく中で、発達障がいというのが、今までもあったんですが、科学的にその部分が解明されていく中で、通常学級、普通の教室にいてる子どもたちの

中で、文科省の調査では6.4%だったと思いますけども、の子どもたちが発達障がいを持っているというふうに言われて、その子らに対する配慮をしながらの学校生活、教育が必要だというふうに変わってきました。

そんな中で、教職員も、特別支援教育の研修を新たな取り組みでしたので、かなり、職員研修として行うようになってきました。現在も毎年4月とか、あるいは4月の学校が始まるまで、それから夏休みとか、そういうときには、各学校ごとに、特別支援教育の研修は、ほぼどの学校も行っています。それから、総合教育センターとか、あるいは本市の教育研究所が行っています、いろんな研修講座というのがあるんですけども、これも、ICT研修とともに並んで2つの一番人気があるというか、先生が求めている教育として、特別支援教育というのを受けられている方が非常に多いです。

そういう形で、いろんな先生が、子どもたちの特性に応じて学習をサポートする体制がどんどん整ってきました。ただ、その部分を十分組織的な動きが、この間の小学校の件は、組織的な動きができず、担任判断でそれをやってしまったという失敗がありましたけれども、基本ルールとしましては、組織的な対応をやっていくということをしつかりと学校は持っているんですけども、そういうことをさらに進めなければいけないかなというふうに思っています。

そういう取り組みをしつかりとすることによって、子どもたちに社会性をしつかりと、どうなのか、つけてもらって、卒業させていくというのが、学力とともに、その社会性の育成というのが、いろんな特別支援、発達障がいを持った子どもたちにとっても、どんなふうに生きていくのかということが大きいと思います。それをサポートするものとしては、各学校には、通級指導教室というのを設けています。ただ全部の学校には十分できていません。小さな学校にはまだ、県がその教員を配置してもらってないので、できてないんですが、そこに行って、発達障がいの中で、この子はそういう指導を受けたほうがええんやという子は、週1時間抜けて、その専門の先生に、先ほど議員が言われた、私の取扱説明書みたいなので、私はこういう特徴を持っている人間やということを知覚する中で、こういう場合にはこうしたらええんやという、そういう社会性を学ぶという、そういう学習サポートも行っています。そんなんを含めまして、発達障がいに対しては、学校挙げて、特に教育委員会も含めて取り組んでいるところでございます。少し長くなって申し訳ありませんが、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 特性のあるなしにかかわらず、やはり自分を知るということは、非常に大事なことであると思いますので、そこに向けたお取り組み、今後をお願いをいたします。

3問目、教員のスキル向上も非常に重要な取り組みと認識をしております。スキル向上と表現されていますが、技術的な部分とともに察する力、これ、先ほどの非認知能力かなと思いますが、感性が問われる部分と考えております。野洲市教育委員会として今後どのようなスキルアップに向けた取り組みを考えているか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の教員のスキルアップについてお答えをいたします。

この件に関しましては、議員お話のように2つの側面があります。

まずは技術的な側面、これについては、学校の日々の教育実践や研修の中で、教員が学ぶ場を意図的、計画的に設定をしています。教員同士が互いに学び合える雰囲気大切に、個人ではなくて、チームとして、お互いの経験や技術を伝え合う、学び合うことで、高めていくというふうなものです。大きくは職員の全員で研修する場合がありますし、最近では小規模なグループ、OJTというふうな言い方をしているんですが、3人から5人ぐらいのグループで学び合うというか、こういうようなのを頻繁に行っているというところがございます。

それから次に、もう一つの感性の部分ですが、これについては、研修会を実施するだけでは、なかなか難しいということもありますので、日常の取り組みを振り返ったり、教職員同士で課題について話し合ったりする機会、特に、さっき言いましたOJT、こういう小さなグループでの短時間とか、あるいはいろんな場所で、すぐに、今日のこういう場面で、こういうことはもうちょっと気づかなあかんかったのではないんかというような話し合い活動、こういうのを大切に取り組んでいるところです。

また、働き方改革を推進していくことで、日々の生活や職場にゆとりを持てるようにするというのも大事だというふうに考えています。そうして、日々の体験の中から得られる多くの知識や経験、感性を教育活動にしっかりとつなげていって、議員が言われるような総合的な教育力というんですか、それを教員につけてもらうように、教育委員会とも支援していきたいというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 続いて、4問目の質問をいたします。

子どもたちのマスク着用について伺います。

まず、新型コロナウイルス感染症など、感染予防になぜマスクが有効なのか、その仕組みについて、健康福祉部長、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、4点目の子どものマスク着用についてのご質問にお答えをいたします。

まず、マスクの有効性について。マスクの着用が、新型コロナウイルスの感染防止に100%の効果があるというふうには考えておりませんが、自分の飛沫を飛ばさない、このためには大きな効果があるというふうに考えております。新型コロナウイルスは、インフルエンザウイルスとは異なって、罹患者、いわゆるコロナウイルスに感染した方が、病状を発症する前から感染力を有するため、マスクをしていないと、発熱などの症状が出て、コロナへの感染に気がついたときには、既に飛沫と一緒に、多くのウイルスを放出してしまっているということになります。

そのため、万が一、自分が感染した際に、感染が判明してからはもちろんのことですが、無症状、無意識のうちに他人に感染をさせてしまうことを防止する、こういった意味においては、マスクの着用に一定以上の効果があるというふうに考えています。

一方で、マスクと顔の間には、常に隙間がございますので、そこから多くの空気が入ってきますので、自分を守るといった意味では、マスクの効果に限界がありますけれども、適切なマスクの着用が、少なくとも飛沫を飛ばすことを防ぎ、感染拡大の抑止に一定の効果を発揮してきたというふうに考えております。

以上のことから、ご質問の子どものマスク着用につきましても、特に、学校や園での集団生活等で効果が高いというふうに考えておりますけれども、マスク着用のタイミング、あるいは意義等が十分に理解できていないお子さんの場合は、過剰なマスク着用による弊害、熱中症などの弊害が懸念されます。厚生労働省や滋賀県からは、ホームページなどで、子どものマスク着用についても、場面ごとの例が示されております。野洲市のホームページからもアクセスができますので、これらの情報を基に、子どもの周りの保護者や大人たちが適切なマスク着用になるように配慮していただくようお願いをしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 適切な着用というふうにお話をいただきました。

次に、5問目、既に国、厚労省から、屋外でのマスク着用は原則不要などの方針が出ております。子どもの通学途上のマスク着用については、どういう見解が示されているか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の通学途上のマスクについてお答えをいたします。

文部科学省が、10月19日付の通知を出していますが、ここにも、登下校時のマスク着用は原則必要ありませんというふうに書かれています。こういう通知があるたびに、それから本市では、教育委員会独自に11月8日付でも、マスクの必要な場面と必要でない場面というふうな形で、保護者さんへの啓発のビラといたしますか、お願いを出しています。登下校につきましては、下校時に、担任とか下校指導の先生からも外すように指導をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今、登下校時では基本的に着用の必要はないと。さらに教育委員会としても外すような指導をされているということを確認いたしました。私も、週1、2回でございますが、朝の活動時、子どもの通学途上に立っていることがあるんですけども、9割というよりも、99%と言ったほうがいいくらい、子どもたちもつけております。

そうした中で、6問目の質問に移りますが、マスクは顔のパンツという言葉が先日、市内の教師の方からお聞きをして、大変驚きました。さらに、私がショックを受けましたが、給食の時間も、これをマスクをつけたままにして、瞬間的に、食べ物を入れるときだけ、ずらしてというようなことを、そういう子どもが実際に何人かいるということを知って、非常にショックを受けました。

このような影響は子どものみならず、若者の間にも広がっております。10月7日付の新聞で、マスクを外す瞬間が苦痛という、これは、大学3年生の女性の方からの相談欄への内容ですが、こうしたこともありました。感染症という病気や経済の影響以外にも、こうしたコロナが引き起した問題があることを知りました。

野洲市の状況と認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 児童生徒のマスクの状況と認識についてお答えをしたいと思います。

学校では、マスクを外してよい場面については、繰り返し、教員から声かけをしていますが、外さない子どもがいるのが現状でございます。今言われた、特に登下校、私も、市役所の前の信号のところに時々立って子どもたちを見ているんですけども、8割ぐらいがマスクをしていたりします。マスクをしている高学年の子にこの間、聞いたところ、何で外さへんのってこう聞いたら、外すのは違和感があると、何か難しい言葉を言うたので、何とまあ思ったんですけども、とにかくするのが当たり前というふうな状況に、もう2年半以上になっていますので、そこが、これからの大きな課題かなというふうに思っています。

また、体育の授業と、中学校の運動部の部活動、この場面は、熱中症とか酸素不足による健康を害する危険があるというふうなので、この場合は教員から外しなさいという指導をしています。強い言い方をしています。それから、そういうときにマスクを外さない子もやはりいます。それは何で外さないのかということを確認して、この子はいろんなことで、外さないんやということが明らかになっている、それを確認しておいてくださいというふうな形で、教育委員会からは伝えています。事故が起きた場合、その担任なり、担当教員が責任を問われるということもありますので、しっかりと外す指導をしてくださいと。ただ、登下校とか、外遊びとか、そういうときについては外しなさいよというふうな形で、必ず外さなあかんというふうには言い切れてはいません。

マスクを外すことの問題については、学校だけではなかなか難しいかなというふうに考えています。大人も協力して、見本を見せることが大事かなというふうに思っています。学校でも、教職員個人の考えもいろいろあるんです。生活があって、おうちに、ちょっと病気がちの方がおられるとかいうのもありますので、あるんですけども、できるだけ外せる場面では外すように、先生のほうから、見本を見せてくださいというふうな形で伝えています。

それから、このマスクの件に関しましては、健康面だけではなくて、子どもの自尊心といますか、そういう子どもの心の中で自信がないという、先ほど議員、お話がありましたけども、そこの部分の支援をしっかりとできないと、外しましょうだけではなかなか難しいかなというふうに思っています。そういう意味では、マスクを着用する目的、あるいは、着用し続けることによる影響とか、あるいは外す場合の良さとか、そういう部分も

含めて、丁寧に科学的に子どもたちに粘り強く訴えかけていくということが、教育の部分では必要かなど。それから大人社会の啓発についても必要かなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 大人が見本をとというのは非常に同意するところであります。

また、最後言及いただきました、この自尊心、自尊感情というようなところでは、非常に、これ大きな問題といたしますか、課題と思っておりますので、なかなか簡単なことではございませんが、しかし、継続してしっかりとサポートをぜひしていただけたらと思えます。

見本をとということで、最後に市長に伺いたいと思っております。これまでの答弁にもありましたように、基本的に屋外では不要です。しかし、いまだ大多数の方がつけておられます。私も先ほどちらっと申し上げましたように、朝の活動時に、同じ交差点に立たれるスクールガードの方、外しておられる方を私、見たことがございません。かくいう私も、単に辻立ちのときは外しているんですけど、子どもたちが前を通るときは、子どもたちがほぼ100%つけているので、合わせてこれまでつけておりました。先日この顔パンツの話聞いて、これではあかんと思ひまして、私自身も、子どもが前を通るときも外して、せいぜいおはようとか、いってらっしゃいというぐらいなので、外しているんですけど、市長もスクールガードを長年、もう就任前からお取り組みと聞いております。こうした中で、やはりTPOに合わせて、マスクの不要なところでは率先して外していただくようなことで、先ほどの自尊感情とかなかなか難しいところもありますが、元気な子どもたちであってほしいというところから、それを応援する意味で、ここは外してええねんというようなことを、できたら率先して示していただければと思ひますが、ご見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私もスクールガード、日々させていただいて、今朝もちろん、昨日も、出張以外は毎日、立たせていただいているんですけども、今、議員が言われたみたいにTPOに応じてマスクをつけ、外し、そういうことをやはり大人が見本を見せて示していかないかんということは、共感いたします。私もそうだなというふうに思ひます。

マスクの感染症の特徴ですね。マスクをはめていることによる感染症を抑えるというんですか。飛沫を抑えるということに関してのことでも十分理解した上で、つけ外しというの

を大人が示すということは大事なことです。

ただ議員がおっしゃいましたように、私も朝、実ははめています。多くのスクールガードさんがはめておられるのと一緒ではめているんですけども、ただ私がいつも立っている場所が、非常に狭い場所、やっぱり100人近いというか、100人を超える子どもさんが集中して、この待機場所もないような、退避するような場所もない狭いところでの子どもとの接触ですので、なかなか子どもにも外していいんやでということが言いづらいのは言いづらいです。だから、これもTPOのあれで、広い場所で子どもらが通学する中でやったら、大人が見本を見せていくのもひとつかもわからんですけど、ちょっと私の立たせていただいているところが非常に狭い場所ですので、つけてはおるんですけども、今後、我々、ここにいる議員、執行部、皆、そういう意味では、徐々にやはりそういう見本を示していくべきではないかなというふうに思います。

ちょっとお答えになっているか分からんですけども、以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） やはり大人のほとんどの方と言ってもいいぐらい、外でもつけておられるという現状からやっぱり変えていかなあかんのかなと思いますので、共々に、そうした努力を続けてまいりたいと思います。

では最後の質問、市民に寄り添う行政に向けてと題して、お伺いをいたします。本年第2回定例会において、意見書第1号、化学物質過敏症の原因究明を目指す研究の加速を求める意見書が採択されたところですが、この化学物質過敏症の当事者の市民の方、この後はAさんと呼びます。から、ご連絡をいただきました。その内容は、化学物質過敏症で仕事ができる状態ではないため、障害年金を受給できる可能性があるのではとのお話をこのAさんにお聞きになられ、最終的に、草津年金事務所にて相談された結果、可能性はあるが診断書が必要とのことでした。この化学物質過敏症の診断は、東京の医師による診断であり、予約したが、3か月待ちということであり、さらに申請を出してから審査にまた3か月という、都合半年、これからかかってしまうということでした。

質問いたします。まず、障害年金というのはどんなものなのか。Aさんはまだお若い方ではありますが、受給の可能性があると、年金事務所でも聞かれております。障害年金の制度や考え方の面から説明をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷議員の、市民に寄り添う行政に向けての1

点目のご質問にお答えをいたします。

障害年金は、病気やけがによって、生活や仕事などが制限されるようになったとき、その原因となった病気やけがで、初めて医師等の診療を受けられたときに、国民年金、これに加入されていた場合は障害基礎年金、厚生年金保険に加入されていた場合には、障害厚生年金を障害の程度に応じて受け取ることができる制度でございます。障害年金の請求に当たりましては、障害の原因となった病気やけがの医療機関等での初診日の証明、それから保険料の納付状況、そして、障害の状態が、いわゆる障害等級表というのがあるんですけども、これに定めております1級から2級、障害厚生年金の場合は、1級から3級、これのいずれかに該当していることが要件となります。この判断には、基本的には、医師の診断書、これが大きなウェイトを占めているというふうに思っております。この障害認定業務、いわゆる障害年金に該当するかどうかの判断に当たりましては、日本年金機構において、審査、認定等を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 年金機構で審査ということで、可能性としてはあるということが分かりました。

2問目、質問いたします。Aさんが発症され、そして悪化してから既に約2年が経過しております。この間、市役所には度々相談にお越しになられており、うち1度は私も同席して、その内容等もお伺いしました。生活支援の制度など、市民に寄り添う行政で全国でも注目される野洲市で、なぜ、Aさんに対して障害年金、こういう制度がありますよという紹介すらもできなかったのか。もう少し、例えば2年経過している中で分かっていたら、半年かかったとしても、もう十分、今、もしかしたら受給されていたかもしれないということですので、なぜ紹介もできなかったのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 委員の2点目のご質問にお答えをいたします。

まず、市の窓口で適切なお案内ができていなかったとのご意見に対しまして、まずはこの場をお借りしておわびを申し上げます。

市町村における年金事務でございますけれども、これは普通の国民年金、あるいは障害年金いずれもですが、これらは、国からの法定受託事務でございます。お尋ねの障害年金につきましては、20歳前、あるいは国民年金加入中に、障害の原因となった傷病の初

診日がある方で、障害基礎年金の対象となり得る方からの請求について、ご相談をお受けし、請求書類をお預かりして、年金機構へ送達をしているものでございます。

障害年金は、先ほども申し上げましたが、日本年金機構で審査、認定をしております、市が主体的に関わる制度ではないことから、市では、こういった症状や程度が障害年金に該当するかなどの正確な判断ができません。そのため、市から制度について個別の案内をしているのは、基本的には、障害年金に該当する割合が高い、必ずしもではございませんけれども、障害年金に該当する割合が高い障害者手帳を取得される方のみにとどまっているのが現状でございます。

一方、障害手帳をお持ちでない方につきましては、障害年金に該当するかどうかも含めまして、個別にご案内すべきかどうかの判断が難しいことから、具体的にお問い合わせをいただいた場合については、草津年金事務所を紹介することも含めまして、ご案内をしているということですので、ご理解をお願いいたします。

ただし、まずはご自身が障害年金に該当するかもしれないということに気がついていたできるように、市ホームページや広報等を通じて、障害年金制度についての情報を提供し、広く市民に周知を図っていく必要があるというふうには考えております。

なお、日本年金機構のホームページには、ご質問の化学物質過敏症による障害年金に関する案内が掲載されておりましたので、早速、市ホームページからもアクセスできるように見直しを行っております。

今後も引き続き、市民の方から、障害年金に関するご相談やお問い合わせがあった際には、お聞きした内容等に基づき、可能であれば、市でお答えさせていただくとともに、必要に応じましては、草津年金事務所へご案内するなど、丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） ご案内できなかった理由等も、一定、理解はいたしました。当事者の方としては、先日、ちょっと詳しいことはお伝えしたところではありますが、月に1回、車で、多分2時間では行けないくらいだと思います。のご実家にリハビリに通われているという状況で、当然お子さんもいらっしゃる中で、1週間から10日、野洲よりももう少し田舎の広い場所で、いわゆるリハビリ的な生活をされないといけない、非常にご苦労されております。そうした方に寄り添うという意味で、先ほど今後の対応として言われまし

たけれども、ぜひ、メニューは知ってないと、こんなんがありますとも言えませんので、ぜひ、まずは職員の皆さん、ついでに言うと私自身も知らなかったもので、そこはひとつ勉強させていただいて、私も、そうした相談に乗れるようにと思いますが、職員の皆さんが基本的なことは理解しておくとともに、先ほど説明されたようなホームページ等々の対応も、より分かりやすい形で対応していただければというふうに思います。

早速、ご対応いただいたということですので、感謝を申し上げて、この質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時35分といたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、次に、通告第14号、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 1番、小菅康子です。私は、3項目について質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず1項目めに、野洲市民病院整備基本構想・基本計画について、質問をさせていただきます。その中でまず1点目に、この基本構想・基本計画に基づく進め方について質問をさせていただきますが、特別委員会での質問と重なるところがありますが、よろしくお願いします。

11月14日に、病院整備運営評価委員会、18日、19日に市民懇談会、そして21日、議会特別委員会が行われました。翌22日には、11月定例市議会に提案する債務負担行為9,300万円の補正予算の議案が配布されました。基本構想・計画では、病院の収支計画をはじめ、この間、懸念されてきました軟弱地盤や高圧電線による電磁波の問題、また、総合体育館敷地であるために、医師確保や通院問題、さらには、病床数や維持期病床など、新たな計画が示されましたが、新病院の方向性において、いずれも大変重要な内容です。しかし、評価委員会や市議会の議論の中で、そして特に、医師会をはじめ、市民や市議会で、全体の総意となっていないと思います。このことについて、どのような認識をされているのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の野洲市民病院整備基本構想・基本計画についての1点目のご質問にお答えいたします。

評価委員会や市民懇談会において、一部に異論があったことはご指摘のとおりかと思いますが、議員の認識とは異なり、私はいずれの会合においても、むしろ、総意としては、場所を含め、計画内容を評価いただけたものと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 総意として評価されたものというふうにご答弁いただきましたが、私が懸念をしますのは、野洲市の地域医療を担い、直接、市民の。すいません、再質問です。野洲市の地域医療を担い、直接、市民の健康と医療に責任を持っておられるのは、病院とともに医師会であり、医師の皆さんです。新病院の基本方針でも、地域の医療機関や保健福祉機関と緊密に連携し、地域包括ケアシステムの充実に向け、重要な役割を果たすよう努めますとあります。地域の医療機関との連携を進める上で、守山野洲医師会との連携は不可欠だと考えますが、今なお大きな隔たりがあります。市民懇談会でも、今後の医師会との関係を大変心配されていました。医師会とは、これまでの答弁で、今後、話し合いと協議を行うとされていますが、現実、ほとんどされていないまま、市が計画を進めているのが現状です。地域医療と市民病院との連携に重要な役割を果たしていただくのが医師会であり、医師会の医療方針が反映されないのは異常なことだと思います。このようなことで、本当に市民のための地域医療の拠点である新病院となるのか、どのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 地域医療を推し進めていく中で、特に評価委員会ですね。評価委員会の中には守山野洲医師会の会長も出席していただいて、医療関係者の方々も出席していただいた上での評価をしていただきました。そのことも踏まえて、おおむねというか、評価をいただいているという考えをお示しいたしました。先ほどの答弁の内容ですけども。そういう意味を持って、評価いただけたものと考えていますと申し上げたわけですが、何となく、何も医師会に対しての説明ができてないということですが、その都度その都度、説明をさせていただいております。今後もまた、説明も続けてさせていただこうというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 医師会には説明をさせていただいているということですが、現実、この今、本当に基本構想・基本計画を決めていく中で、医師会の方からは、その相談というか報告というか話し合いの場はなかったというふうにお聞きしていますが、その点はいか

がですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） いつの時点のお話をされておられるのか分からないんですけども、医師会には、その都度その都度、局面局面でご説明に上がっております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2問目に行きます。

地盤問題ですが、議会特別委員会では、もともと沼地であり、地盤に懸念があることが出されましたが、結論としては、基本構想と計画では、おおむね大丈夫とのことですが、現実、これから地質調査なども含め、場合によっては予想を超える予期しない地盤問題もあり得る。これに対する費用リスクも発生することがあるのか。この点、現時点で市は想定しているのか、それとも全く想定していないのか、確認しておきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 小菅委員の2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

現時点におきまして、総合体育館、温水プール及びなかよし交流館の建設当時の地盤調査結果から、予想できる費用リスクを想定いたしまして、基本構想・基本計画書の中で、建築工事費をお示ししているところでございます。

ご質問にある予想を超える予期しない地盤問題に対する費用リスクの発生につきましては、可能性でございますので、ゼロではないでしょうけれども、現状のエビデンスを基にすれば想定できませんので、想定をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

費用リスクはゼロではないということで、答弁でありましたが、今、事業費が93億6,000万、さらに8%の上昇が見込まれるという中で、本当に大きな費用負担がこれ以上発生しないのか、それはそれを確約というか、していただけるものなのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） ただいまご答弁申し上げましたのが、現状においてのエビデンスを基にすれば想定できないということにつきましては、想定できませんとい

う回答でございますので、ご理解のほう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 3点目に行きます。

電磁波による健康被害の問題も、評価委員会、市民懇談会で相次いで出されました。様々な議論がありましたが、市は、国際非電離放射線防護委員会が示す200マイクロテスラの基準に沿って、基本的に問題ないとの見解ですが、市は、この200マイクロテスラを強調されますが、電磁波による健康被害は一概に言えることでなく、学者、研究機関で見解も異なります。言えることは、影響があるから、世界の国々でもそれぞれ基準を決めて、高压電線からの距離や建物の建設規制を行っているわけです。電磁波による健康の被害は、影響を受けやすい人とそうでない人があるのは明らかになってはいますが、言えることは、まだまだ電磁波の影響については研究途上であり、解明しきれていない中で、少なくとも、懸念される場所に公共施設、とりわけ病院が適切なかどうかは慎重でなければならぬと思っておりますが、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 3点目のご質問についてお答えをいたします。

電磁波の及ぼす健康への影響につきましては、疫学的、生物学的研究が行われておりますけれども、WHOでは、現状で得られた情報を各国や一般公衆に提供するために、ファクトシートとして発行されております。そのファクトシートによりますと、健康被害と電磁波との関連について、確たる証明はできていないのが現状でございますが、科学的に確かである場合につきましては、予防原則に基づいて対応いたしますが、科学的に明らかでない状況下におきましては、念のための原則に基づいた行動が求められますことから、世界の各国、国々でもそれぞれの基準を決めて対応しているところでございます。

日本におきましても、基準が設けられておきまして、磁界につきましては、経済産業省の電力設備磁界対策ワーキンググループの提言を受けて、その後、国際非電離放射線防護委員会、ICNIRPでございますけれども、こちらのガイドライン、2010年版に基づいて、200マイクロテスラの規制値が導入されているものでございます。総合体育館東側市有地において病院を整備するに当たりましては、この基準、日本におきましては、ICNIRPのガイドラインに基づく基準、つまり、200マイクロテスラという基準に基づいて、判断をしてまいるのでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

これは、すいません、病院管理者にお願いします。この件で、特別委員会で、電磁波について、電磁波の影響は、WHOの基準から見ると影響は証明されていないと言われました。一方で、なるべく長期間浴びないことにこしたことはないとも言われ、全く影響はないと断定されなかったと思いますが、そのような認識であると理解していいのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの小菅議員のご質問についてですけれども、電磁波に関しては、前回の特別委員会のときにもお話をしましたが、急性効果、すぐに起こる効果というのがあって、それに関しては、今の200マイクロテスラというのが大丈夫だろうという値で、今回の病院の設置場所は、それよりもはるかに少ないレベルであるということが証明されています。

もう一つ、多分議論になるのは慢性効果で、特に発がんということに関して、小菅議員がお話しされたようにいろいろな研究がありますけれども、現時点で、起こすという証明もされていないし、逆に起こさないという証明もされていないということです。今お話ししましたように、当然少ないにこしたことがないので、新しい病院を建てる場合には、少しでもその電磁波を軽減するような取り組みは考えさせていただきますけれども、そういう意味合いで、少ないほうがいいという言い方をしたので、それはあくまでもエビデンスは全くないということで、先ほどの念のためのときな方というふうに考えていただければいいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問します。

13日には、電磁波に対する市民講座をされますが、この講座は、電磁波に対する客観的な説明とともに、建設予定地での懸念されることに対して、対策も含めて説明をされるのか、どのような目的で開催されるのかお聞きします。政策監をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 先般、ご案内を申しあげました市民講座でございますけれども、評価委員会等の意見を踏まえて、急遽開催をさせていただこうということで

設けさせていただくものでございます。こちらの機関でございますけれども、電磁界情報センターという機関につきましては、中立的なリスクコミュニケーションのために設置をされた機関でございます。したがって、私どもの今、申し上げている内容が果たしてどうなのかということにつきまして、中立的なお立場でご見解等をいただけるものというふうに思いますし、一般的な、今回、電界、磁界というお話につきましては、これまであまり耳にしたこともないような話でございますので、できるだけ、市民の皆さんにご理解いただけるような機会をとという意味で、市民講座ということで開催をさせていただく趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再々質問させていただきます。

電磁波の問題で最後にもう一点だけお伺いします。病院の場合は、入院患者や病院職員が常に、ある意味、電磁波の影響を受ける環境下に置かれます。ですから、命と健康を預かる病院であるだけに、懸念のある、このような問題は慎重に検討をしなければならないと思います。WHOの基準以下だから大丈夫と片づけるのではなく、改めて慎重に検討すべきと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 私ども十分慎重に検討を重ねてまいりました。科学的な判断といたしましては、先ほど来申し上げておりますとおり、WHOの基準、そして国内での経産省での省令の基準ということで判断をさせていただきました。

なお、その判断におきましては、各省庁のほうにおきましても、パンフレット等が発行されております。経済産業省でありますとか総務省、さらには環境省におきましても、そういったパンフレットの中で、その安全性について知らされているというような状況もございます。こういった資料も基に判断をさせていただいたというようなものでございますし、先ほどもご答弁申し上げましたような市民講座も開催をするというようなことでございます。

また、ご心配いただく点でよく言われる電磁波の過敏症の件につきましても、これもまた、WHOの中で、ファクトシートである意味、判断されておられることでございます。科学的な根拠はないというようなことも踏まえまして、問題はないというような判断をさせていただいているというような状況でございます。

また、実際の数値でございますけれども、これも従来からご報告させていただいておりますとおり、計算値での数値、さらには実測での数値、200マイクロテスラと比べて非常に低い値であったということが、判断の1つの材料とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） すいません、4点目に行きます。

病床数の変更について、お伺いします。基本計画では、新たに、維持期病床を50床という計画が初めて出されました。特別委員会では、維持期病棟を障がい者か、医療療養にするかはまだ決まっていないということでした。この維持期病棟については、今後、独居、高齢夫婦世帯が増えると予想される中で、この医療療養の必要性は理解するのですが、私が懸念しますのは、特別委員会でも指摘しましたように、一般病棟の看護師の配置基準10対1に対して、維持期病棟は20対1です。特別委員会でも、前川病院管理者が、看護師配置が20対1との関係で、看護師など職員の負担が増えると答弁されていました。そのとおりだと思います。市は、維持期病棟は看護師配置が20対1であり、経営的に魅力であると答えられていましたが、この維持期病棟は、公立病院であるだけに、もちろん経営面は大事ではありますが、経営的な発想だけで進めるべきでないと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 小菅議員の第4問、病床数の変更、維持期病棟の看護配置についてお答えいたします。

まず、維持期病棟を医療療養型の病棟にするかどうかは、院内では現在、障害者病棟の検討のプロジェクトも進んでおりますので、現在検討しております。仮に医療療養病床とした場合の看護配置は20対1ですけれども、入院されている患者さんの状況に応じて、必要なら配置を増やすことはしなくてはならないと認識しております。また、小菅議員もおっしゃったように、公立病院であっても経営的な発想は重要で、経営的な発想で病院を運営することで、市民の医療を市民病院として持続的に維持していけるものであると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

維持期病棟の方向は、今後の協議で決めていく、今、障がい者の方向でということをおっしゃられましたが、どちらになっても、この配置基準では、看護師、看護助手さんの負担は強化されるのは明らかです。このようなことになりますと、それだけでなく、医師と看護師確保が大変なときに、拍車をかけかねないのではないかと思います。先ほども、配置を考えるとということもおっしゃってはいただきましたが、この看護師配置、独自基準で緩和することも含めて検討すべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

現在、検討中の障害者病棟に関しては、今10対1という一般病棟の基準で考えております。それも併せて、今、議員が言われた看護師の確保の問題も含めて、あるいは、前回の質問でお答えをしたかもしれませんが、急性期病棟の病床数も合わせて、これは連携して考えることですので、今お話ししましたような維持期病棟をどのような形態で運用するか。実は今、コロナ禍でまた、患者さんがちょっと増えていて、今、もう10人近い患者が入院されているんですけども、そのコロナの少し病床が減ったときに、こういう取り組みをしようということで、院内で検討しているんですけども、それを踏まえて、看護配置あるいは病棟の急性期と慢性期というか、あるいは維持期病棟の病床数も含めて、当然看護師さんの負担を考えながら、配置を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再々質問させていただきます。

今、今後の方向を一定考えておられるということでお聞きしましたが、この急性期病棟を維持期病棟に変更することで、収入減ということになり、病院経営に足かせにならないかが懸念をするところです。また、医師会の先生方は、急性期病床が、今の計画では50床ということですが、在宅で診ている野洲市の患者さんが、入院治療が必要になっても、これまでのように、野洲病院へ入院させていただくことができなくなるのではないかと危惧をされています。この間の答弁では、障害者病棟にすることで一定急性期病床を増やすことを考えているということですが、いずれにしても、この新病院をどういう病院にしていけるのか、地域医療を在宅医療、病院経営でも、地域医療をともに支えてくださる医師会の先生ともしっかり協議をするべきだと考えます。今後、どう協議を進められるのか、

具体的にお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの質問にお答えします。

私どもの野洲病院が目指す方向は、当然地域の医師会の先生方と連携をしながら、個々の患者さんが、市民の方々が安心・安全な医療を受けられることが目標でありますので、現在先ほどの答弁でもお話ししましたが、急性期病棟のベッド数、あるいは、その維持期病棟を障害者病棟等、先ほど議員が言われましたように、そのうちの3分の1は一般病棟として使えるということで、医師会の先生方からの要請があった場合には、当然それを受けられる体制を構築することは当然なことでありますので、そういうことを併せて、医師会の先生方のご意見も聞きながら、その病床数の設定も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 次の質問に移らせていただきます。

小規模保育について質問します。保育園や幼稚園で園児の皆さんが元気に外遊びをしている様子をお見かけしますと、ほほ笑ましくもあり、何にでも一生懸命な姿に力強さを感じます。子どもの成長、また、発達過程では、見るもの、聞くもの、触るもの全てが興味の対象で、また、一つ一つ自分にできることを獲得していくことが、次の意欲となる人間の成長の原点だと思います。

野洲市では今年4月から、待機児童解消のため、小規模保育事業を実施されました。この問題は、昨年の11月定例議会で、保育の内容と安全の問題、3歳児の連携の問題について質問しましたが、既に開園された2園、また、来年4月から3か所目の小規模保育所を開設されますが、改めて、保育の内容と安全、3歳児の連携の問題についてお伺いします。

まず、1点目、保育の内容と安全の問題ですが、市は、小規模保育所の保護者に実施されたアンケートでは、少人数なので、きめ細やかに見てもらえるという評価する面と、一方では、園庭がないため、公園に行くが、移動中の事故が心配、園庭がある園が安心できる、夏、プール遊びができないという意見もありました。この問題は、全国的にも、公園などへの移動中の事故が相次ぎ報道されるなど、保護者や保育職員の大きな不安の1つです。実際に、小規模保育事業がスタートしまして、どのような対応をされたのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、小菅議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

小規模保育園での外遊びやお散歩の際の公園までの移動については、歩けない子どもさんはカートに乗せ、歩ける子どもさんは先生と手をつないで歩き、列の前後と真ん中に先生がついて、必ず歩道の車道側を先生が歩き、安全を確保して移動をされておられます。

また、夏のプール遊びにつきましては、今年は、小さなプールを設置して魚釣りごっこですとか、ペットボトルシャワーなどの水遊びをされました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

この点では、事業者任せでなく、市として、安全点検をすべきと前回質問しましたが、実際実施をされたのかどうか、また、問題点はなかったのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 小規模保育所は、開園しましてから、こども課の職員が、都度都度、結構な頻度で訪問をさせていただいて様子を確認して、改善すべき点等がございましたら、指導、助言のほうをさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 今のところその問題点というのはなかったという認識でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 大きな問題点はないというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

今、政策監からもありましたが、私も先日、丸善横のサンライズキッズ小規模保育園の園児、保育士さんたちが園外保育から帰ってこられる様子を目にする機会がありました。お散歩カートやベビーカーに乗るお子さん、保育士さんと手をつないで歩く園児もいました。1人の保育士さんは、4人の園児を手をつながせて歩いておられました。それを見て私は、もし1人の子が道路上で手を離してしまったり、座り込むなど不測のときはどうさ

れるのかなと心配にはなりました。保育士さんたちは、車道側を歩いて、安全を確保しながらに園に帰られました。この様子を見ていて、保育士さんの精神的な負担の大きさも改めて感じました。そういう苦労も、ある意味、保育所に園庭があればされることもなく、安心して保育に当たっていただけるのになと思いました。

実際に現場の保育士さんから、ご意見、要望は出ていませんか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） こども課のほうに、現場の保育士さんからそういった声というのは聞いてはいないということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問します。

来年5月に新たに開所される小規模保育所も、最初の計画では小さいながらも園庭がありました。新たな場所にはありません。ここも大変交通量の多いところであり、事業者と安全対策について、事前に協議をされたのか、どのような協議をされたのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 事業所さんと、場所、計画の変更について計画書が出てきた段階で、安全確保については、公園と、それから圓光寺さん、全協でもご指摘ありましたけど、交通量の多いところで、危険であるということで、そこについては、十分注意するようにということで、場所の変更について承認をしたところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） やはり私は、子どもの発達や発育にとって、園庭、つまり屋外遊戯場の役割は重要だと考えます。公園があっても、砂場やプール遊びもできない場合があります。散歩の役割や園庭の役割について、改めてどのように認識されるのかお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 最後のご質問とも関連するかと思うんですけども、認可保育所における基準では、園庭もしくは近隣の遊戯場を含むという形で設置基準にはなっていないと。保育上、議員おっしゃるように、あれば、それが望ましいですけども、それを条件、確実な条件づけとすることは今、考えていません。園庭の有無、もしくはその外遊びの保育のカリキュラムについては、それぞれの民間園の保育理念とか保育内容とか、保育計画に基づいて判断されるべきものというふうに考えております。

以上、ご回答させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2つ目の質問に行きます。

2点目に、3歳児の保育園への連携の問題です。基本は、事業者が責任を持つことになっていますが、3歳児の保育園の確実な連携の見通しはついているのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

小規模保育園卒園後の3歳児の受け入れにつきましては、さくらばさまこども園と三上こども園を受け入れ園としておりまして、対象となる園児の数は受け入れ人数としても確保させていただいております。

以上、ご回答させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） この連携の見通しですが、これは、保護者の希望に沿った見通しなのかどうかお伺いします。希望の保育園に入所できなければ、隠れ待機者になり、小規模保育所設置の目的が、待機児童解消であっただけに、問題と課題の先送りになるだけだと思いますが、市として確固たる連携の責任を持つべきだと思いますが、どのような対応をされるのかお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 再質問にお答えをさせていただきます。

必要な人数の枠は確保させていただいておりますけれども、確かに、それで、今申しましたさくらばさまこども園と三上こども園の両方、希望園としていただければ確実に入れるという枠は確保させていただいております。状態にはなっております。ただ、保護者さんもいろんな希望がありますし、アンケートでも公立の幼稚園とか、こども園の幼稚園部という希望も3分の1程度ございますので、そこについては、丁寧な入所調整を行って、確実に入所していただけるようにすること、しようというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） すいません、質問3に行きます。

市が子育て支援会議に出された資料によりますと、小規模保育所の開園もあって、野洲市全体の待機児童数は、昨年4月1日現在、40人が、今年4月1日には9名になったとされています。確かに減ったように思えますが、この9名は、いわゆる国基準の待機児

童数でありまして、実際の隠れ待機者は40名です。すいません、提出させていただいた文書、49名と書きましたが、40名の誤りでした。訂正をさせていただきます。40名です。希望する保育所に入れたい件数が多く続いているわけでありまして。このような状況の中で、小規模保育所からの連携、すなわち希望する保育園に入園できるのかを見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたけれども、連携園としてさくらばさまこども園と三上こども園を設定し、必要な枠は確保しておりますけれども、確かに議員ご指摘のとおり、国基準に含まれない待機児童も含めると、まだ多くの待機児童が発生している状況となっております。ただ、このような中、待機されている方が1人でも多く入所していただけるように、入所調整を行いますけれども、希望される園が、希望が集中する園だけを希望していただくということとすると、入っていただくのは難しいですけれども、枠は確保しておりますので、丁寧な入所調整を行って、3歳児での小規模保育園卒園後の行き先が決まらないような事態というのは起こらないようにしたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 待機児童及び連携について答弁いただきましたが、この関係で、現在、この隠れ待機者の40名の方、40名のお子さんのうち、自身が住まいする学区以外の保育園やこども園に入園している子どもさんは何人なのか。また、きょうだい別々の保育園に入所している例がありましたら、もし件数が分かりましたら教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 今のご質問、再質問のちょっと答えは今、手元にございませぬので、ちょっとお答えすることが難しい状態です。

ただ、別々の園に行っておられるケースというのはあるというふうに認識をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

この件では、記憶に新しいところですが、去る11月12日に、大阪岸和田市で、3人の子どもをこども園と保育園に、保育所に送った保護者が、次女を別の保育園に送るのを失念し、子どもさんが熱中症で亡くなるという悲惨な事故が起こりました。事故そのものは

保護者の重大な過失ですが、当日、長女と三女はこども園に送り、次女はそのこども園の2歳児枠がなかったため、別の保育園に預けざるを得ない状態でした。つまり、隠れ待機者ということです。結果論ですが、子どもを2か所に預けなければならない状況が、事故の遠因ではないかと思います。2か所保育というのは大変な負担がかかります。送迎の大変さ、また、荷物も行事もばらばらで大変という声も実際聞いています。

この面からも、本来希望する保育園に入ることができる体制こそが、本来のあり方かと思いますが、ですから、私は、待機者解消の基準は、基本は国基準ではなく、やはり希望する保育園に入ることができる体制のことだと思います。見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 岸和田の事故、大変痛ましい事故だというふうに思います。

確かに、2つの園に通っていただくというのは非常に、保護者の方も負担ですし、そういった不注意による事故等も発生しやすいのかというふうに思います。入所調整、やむなく保育の必要性があつて、2か所に分かれて、きょうだいを送っていただいているようなケースにつきましても、次年度の入所調整において、そこは十分考慮して、入所調整を行うようにしておりますし、昨日、お答えさせていただきましたように、保育システムの導入によりまして、そういった事故の防止、職員の負担軽減ということも図っていきたいというふうに考えております。

誰もが希望する、第1希望の保育園に入れる状況というのを、昨日、おととい、益川議員の答弁でもお答えさせていただきましたように、なかなか難しい状況ですけれども、第2希望、第3希望ということで、なるべく希望される園に入れるように、丁寧な入所調整を行っていくことが非常に重要だというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 4番目の質問に行きます。

小規模保育所が3か所になるわけですが、待機児童解消に、今後も、小規模保育を拡大されるのかどうか。それと、子どもたちの健やかな発達を保障する保育園においては、さきにも述べたように、園庭は大変重要だと考えます。小規模保育園の設置は、国基準で良しとするのではなくて、市として独自の設置基準を設けるべきではないかと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

小規模保育事業の整備などにつきましては、第2期野洲市子ども・子育て支援事業計画で、4園を整備することとしておりまして、次年度、1園を、今年度1園になりましたので、次年度もう1園整備をする予定をしております。それ以降の施設整備につきましては、今後の子どもの人口推移とか、保護者の就業率の動向など、保育需要等を十分検討して、認可保育所の導入も含めて、検討していきたいというふうに考えております。

また、小規模保育園の設置基準につきましては、先ほども申しましたように、認可保育所の設置基準である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）を設けることというふうに基準が置かれておりますので、園庭は必須条件ではないということでございますので、このことから小規模保育事業においても園庭を施設内に設けるという独自の設置基準を設けることは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） これはちょっと質問ではないのですが、児童福祉法では、子どもが健やかに育つ権利が等しく保障されなければならないことを定めています。この立場から、自治体や民間事業者には、設置者として、保育の責任が定められていると思います。ですから、私は、決して民間が駄目とか、保育行政は公立でない駄目とか、そういうことを言っているわけではありません。一番言いたいのは、やっぱり子どもたちの育ちを保障しようとするれば、認可保育所の整備を基本にしつつ、小規模保育所でも、そういった立場で考えていただきたいということを申しまして、次の質問をさせていただきます。

次に、学校給食の無償化について質問をさせていただきます。

長引くコロナ禍で、また、かつてない物価高騰が市民の生活を圧迫しています。また、労働者の実質賃金は低下し、コロナ禍、失業や事業をやめざるを得ない状況も今なお続く中、若い世代の子育ては大変になっていると思います。野洲市でも、今後、少子化が予想される中、子育て世代が安心して子育てできる環境をつくることが求められていると思います。市は、地方創生臨時交付金を活用して、この10月から来年3月まで、保育所、幼稚園、小中学校の給食費無償の施策を実行され、保護者の要望に応えられたことは、一歩前進で評

価するものです。これを踏まえて、学校給食のあり方について質問します。

まず1問目に、憲法第26条では、義務教育の無償化が定められています。また、学校給食法第1条では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると、学校給食を位置づけています。この法律の趣旨は、学校給食は教育の一環であり、自治体及び教育委員会が責任を負うものと述べていると考えますが、この法律の趣旨に基づく学校給食の認識についてお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 小菅議員の学校給食の無償化についての1点目についてお答えをさせていただきます。

学校給食法第4条に、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において、学校給食が実施されるように努めなければならないと定められております。したがって、義務教育諸学校の設置者、すなわち市として、市内の小中学校において、学校給食が、今後も継続して実施できるよう、努めるべきだと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2番目の質問に行きます。

それでは、具体的にお聞きしたいと思います。市は、地方創生臨時交付金を活用して、来年3月まで、保育園、幼稚園、小中学校の給食費無償の施策を実行されました。今回は半年の実施ですが、とりわけ、やはりコロナ禍、子育て世代の若い世代にとっては大変いい施策だと思います。

現在、少子高齢化が言われていますが、例えば、滋賀県が行った、ちょっと古い調査ですが、平成30年度、子育てに関する県民意識調査では、若い人たちが自分の思う理想の子ども数に対して、実際に産むつもりの子どもの数が少ない人へのアンケートで最も多い回答は、子どもがのびのび育つ社会環境ではない、自分の仕事に差し支えるなどが約11%であったのに対して、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが実に62%にも達しています。子どもの学習費調査、これもちょっと少し古い調査なんですけど、子どもに1年、かかる教育費用のトップは給食費です。これが今日の暮らしの実態と、教育費の保護者負担の実態ではないでしょうか。このような理由で出産を控えなければならないことは悲しいこと

です。

やはり行政はお金の心配をせず、子育てができる社会に責任を持たなければならないと思います。この点からも、給食の無償化を行うべきと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

学校給食を無償化にすべきとのご提案ですけれども、結論から申しますと、教育委員会では今のところ考えてはおりません。学校給食法第11条では、従事する職員の人件費、建物や設備に要する経費、また、その修繕費については、設置者の負担と定められており、それ以外の経費、具体的に言いますと、食材や光熱水費などと、これは、原則として保護者の負担になると考えております。本市の場合、県内の各市町の負担状況を勘案し、保護者の方には、食材の経費のみ負担していただいております。少しでも軽減を図っているところでございます。したがって、一定額の負担については、ご理解いただきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

今回、地方創生臨時交付金を活用して、半年間の給食費無償化を実施されたわけですが、この実施を決められた理由は何でしたか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍の物価高騰により、家計に影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食の無償化事業を行ったということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

今回、来年3月まで無償化が行われますが、4月以降、引き続き、無償化を継続した場合、年間の予算はどれぐらいになるのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の決算額、実績ベースですけれども、その給食負担金の歳入ですけれども、2億3,717万8,014円でした。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問します。

答弁では、2億3,000、約700万円ということですが、確かに、野洲市にとって、一定の予算になることは承知をしています。

そこで、無償化を単に保護者への負担軽減の施策だけにとらないで、日頃行政が言っております子育て安心の野洲市、若い世代が、若い子育て世代が住みよい野洲市を進め、ひいては若者の定着と町に活気、税収の確保へと、まちづくりの観点からも実施すべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えさせていただきます。

最新の政府の記事によりますと、12月5日ですけれども、自民党文部科学部会では、義務教育に係る費用の無償化を議論するプロジェクトチームを立ち上げたということで、そういったところでも議論はされるというふうには伺っております。教育委員会としましては、そういった動きも注視しながら、無償化という動きになりましたら、そういうふうには動かさせていただきますけれども、当初、述べましたように、無償化については、今のところ考えてはおりません。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 最後の質問です。

全国では、いきなり小中学校全体で行っているだけではなく、まずは、例えば教育費の負担の増える中学生だけとか、第2子、第3子から段階的に行っている自治体も多くあります。段階的にでも行うことはできないのか、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

確かに、全国的な事例を見ますと、無償化に動いている市町村が増えているというのは伺っております。ただ、野洲市においては、要保護及び準要保護の就学援助で、そういった困っておられる世帯には、援助費として支給をさせておりますので、例えば議員のご提案の、段階的にとか、そういったことは考えておりません。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 質問ではありませんが、子どもの7人に1人が貧困状態にあると言われる今、また、教育費の負担が本当に重い中、お金の心配をすることなく子育てができるよう、前向きに考えていただきますよう、よろしくをお願いします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時33分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第15号、第6番、木下伸一議員。

○6番（木下伸一君） 第6番、公明党の木下伸一でございます。執行部の皆様におかれましては、いつも野洲市のご発展のためにご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。今回は2項目について質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の項目から入らせていただきます。

带状疱疹ワクチン接種助成について。带状疱疹ワクチン接種助成につきましては、津村議員が6月の一般質問で取り上げられ、9月12日に、野洲市議会公明党議員団として、栢木市長に要望書を提出させていただいております。皆さんもご存じのようにテレビのCMやSNSでも、この带状疱疹の予防ワクチンのことを一度は目にされたこともあるかと思えます。带状疱疹は50歳代から発症率が高くなり、80歳までには約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われております。疲労やストレス、また、免疫力の低下なども発症するきっかけとなる疾患であり、また、糖尿病やがんなどの免疫力が低下する病気が原因になることもあります。長く続くコロナ禍によるストレスなどから、全国的に、带状疱疹罹患者が増加していると言われております。宮崎県では、1997年から宮崎県皮膚科医会に所属する医療機関から患者のデータを集めていたそうです。1997年では4,243人だったのが、年々右肩上がりに増えます。2019年には6,948人と、この20年余りで約1.6倍以上になったとの報告がございます。今後、さらにリスクが高まることが懸念されます。

50歳以上の方は、ワクチン接種で予防することができますが、接種費用が高額で、接種へと結びつかないのが現状でございます。国は、新型コロナウイルス感染症がまん延する中で、带状疱疹を発症する高齢者が急増している事態を踏まえ、地方創生臨時交付金の带状疱疹ワクチン接種助成として活用を認めました。また、内閣府からは、各自治体の判断により、コロナの影響により発生する住民の負担を軽減するため、带状疱疹のワクチン接種に係る費用負担の軽減に、臨時交付金の活用をすることは可能との見解が出ております。地方創生臨時交付金の使途としまして、带状疱疹ワクチンへの助成は可能との見解が

出され、地域住民の帯状疱疹の発症を防ぐ意味から、一定の年齢層を対象に、自治体で先行して帯状疱疹ワクチンへの助成をするべきと考えられておりました。そのタイミングで栢木市長に要望書を提出させていただいたのです。

この地方創生臨時交付金につきましては、私も6月に質問をさせていただきました。その質問の中で、例えば給食費への活用について質問いたしました。そのときのお答えは、給食費の値上げが心配ないため、地方創生臨時交付金の活用の予定はしていないとのことでしたが、その後検討された結果だと思いますが、今年の10月から来年の3月までの半年間、地方創生臨時交付金を活用され、学校給食を無償にさせていただきました。このことは大変にうれしく思います。しかしながら、残念ですが、帯状疱疹ワクチンの接種助成には活用していただけませんでした。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。帯状疱疹ワクチン接種助成に関して、地方創生臨時交付金を活用されなかった理由をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の帯状疱疹ワクチン接種助成についての1点目のご質問にお答えをいたします。

お尋ねの地方創生臨時交付金につきましては、あくまでも一時的なものであることから、接種希望者全員に助成をするには不十分であり、その後も助成を継続しようとする、結局、市単独での財源が確保が必要になるということが懸念をされます。また、万が一健康被害が発生した場合の対応につきましても、定期予防接種と任意接種では異なることに注意が必要で、拙速な助成実施は避けるべきと判断をしたものです。

一方で、6月の一般質問でもお答えをいたしました。現在、国が帯状疱疹ワクチンを定期予防接種にするかどうかの検討を進めているところですので、国の審議状況などの動向を注視しつつ、慎重に市としての対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） ありがとうございます。

野洲市では、様々な支援策事業というのを実施していただいていると思います。しかし、高齢者の対策といたしまして、子育て世代と比較しまして、子育て世代のほうが支援が多いということを市民の方からよくお伺いします。もちろん、これから野洲市を担っていただく子育て世代の皆様への支援策というのは、もちろん大切だと思います。しかしながら、

一方で、今まで、野洲市の発展にご尽力いただきました、その高齢者の方の支援の対策というのも十分必要であると私は考えます。つまり、こっちで子育て世代の支援策、こっちで高齢者の方の支援策、これは両輪になるかなと、これ、私はあくまでも私個人の見解だと思うんですけども、思っております。

では、次、2つ目の質問に移らせていただきます。

今後、新たに地方創生臨時交付金が出た際、一時的な助成となりますが、活用することを検討していただきたいと思いますが、野洲市の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、地方創生臨時交付金は一時的な助成であるため、その後の財源確保等も想定すると、市の助成についての拙速な判断は避けるべきと考えておまして、国の動向を注視しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、予防策ではないんですけども、带状疱疹を発症した際には、症状の悪化を防ぐための早期受診が推奨されております。まずはこういった情報を発症予防のために普段から心がけていただきたい事項などと併せて、広報等で発信をして、周知に努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） ありがとうございます。

一時的な助成になったとしても期間限定の取り組みとして、第1段階として導入する検討もできてこなかったということを考えると、地方創生臨時交付金の活用に踏み切らなかったことについては、大変残念に思っております。

皆様もご存じのとおり、带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってはその後も痛みが続くことがあり、これは带状疱疹後神経痛、PHNと呼ばれ、最も頻度の高い合併症となっております。また、带状疱疹が現れる部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすこともございます。

ここで、带状疱疹と水ぼうそうについての関係ですが、東京慈恵会医科大学講師の松尾光馬医師は次のご説明されております。先ほどの宮崎県のデータから、2009年

から2019年までの帯状疱疹の発症率の変化の中で、2012年から年々増加していることに着目し、特に、2014年を境に、発症率がさらに上昇してきている理由として、2014年10月に、水ぼうそうワクチンの定期接種が始まったことが関係していると言われております。帯状疱疹を予防するためには、水ぼうそうのウイルスにある程度触れて、ブースター効果を得たほうが良いことが分かっております。ブースター効果とは、体内で一度つくられた免疫が病原体、ウイルス、細菌などに触れることで、活性化することを言います。

ところが、水ぼうそうワクチンの定期接種化により、水ぼうそうを発症する子どもが減少しております。それに伴いまして、ブースター効果を得る機会が減りました。近年帯状疱疹は特に子育て世代の20代から40代の人々の発症率も高くなっております。こうした理由によるものと考えられております。とはいえ、水ぼうそうのワクチン接種は必要になります。子どもの頃に発症する水ぼうそうはまれに重症化しますし、大人になって、水ぼうそうを発症すると、脳炎、肺炎、また、肝炎などを併発することもございます。また、妊娠中に発症すると胎児に影響が出る可能性があり、生まれた子どもに白内障や脳の萎縮が見られるなどの合併症が現れることもあるからです。以上のように、松尾医師は、近年の帯状疱疹の増加をコロナ禍という環境だけではないことを分析されております。

先ほどは地方創生臨時交付金の必要性を訴えましたが、一時期の対応だけではなく、今後より一層帯状疱疹への対策が必要になってくると考えられます。帯状疱疹の発症に対して、50歳以上の方はワクチン接種で予防することができます。帯状疱疹には不活化ワクチンと生ワクチンがございます。生ワクチンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて製造されております。不活化ワクチンは病原体となるウイルスや細菌の感染力を失活、もしくは病原体を構成する物質を基に製造されております。このワクチンの接種の効果につきましては、津村議員の6月の一般質問で、吉田健康福祉部長より、帯状疱疹の予防に有効なワクチンであるというふうに認識しているとのことのお答えをいただいております。

帯状疱疹の予防接種は、生ワクチンなら約7,000円、不活化ワクチンを2回打てば約4万円です。ちなみに、野洲病院では2回打てば4万4,000円になります。既に3,000円から1万1,000円程度を助成されている自治体もあります。

添付の資料をご覧ください。製薬企業のグラクソ・スミスクライン株式会社から提出されたものです。まず、全国における帯状疱疹予防ワクチン公費助成導入の状況から説明させていただきます。2022年11月12日の段階で、全国の自治体、約1,700自治体

ほどあると思うんですけれども、48の自治体が何らかの形で、带状疱疹ワクチンの接種を助成されております。また、次の資料は、野洲市における带状疱疹罹患推計を算出し、带状疱疹の医療費と、带状疱疹ワクチン接種公費助成導入時の予算規模を比較したものです。シミュレーションではございますが、野洲市での公費助成導入時の予算規模では、50歳以上対象をいたしまして、接種率が1.44%として、451万7,000円かかります。一方、野洲市でのワクチン未接種の場合は、医療費は1,483万7,000円になります。つまり、約1,000万の差が出てきます。ちなみに、愛知県大府市では、ワクチン公費助成をされておりますが、大府市の公明党の市議会議員に確認をしたところ、担当課に、このシミュレーション結果をエビデンスとして提出されました。

湖南4市等の近隣都市の動向に合わせたいというお考えもあるとは思いますが、市民の皆様から、ワクチン接種助成に期待するお声が高まる中、野洲市としての独自の見解をお願いしたいと思っております。

ここで、3つ目の質問に移ります。带状疱疹ワクチン接種助成に関しまして、助成制度を整えた自治体につきまして、調査は実施されましたでしょうか。また、その経過をお伺いさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

その前に、非常に丁寧にいろんな資料をご提示いただきまして、ありがとうございます。また、市民の方からそういった声があるということはしっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。

その中で、带状疱疹ワクチンの助成の状況につきましては、県内各市町に聞き取りを行わせていただきました。その結果、検討中とした市が2市ございましたけれども、現時点で、地方創生臨時交付金の利用も含めて、助成を実施されている市町はございませんでした。

なお、滋賀県において、直接実施の予定があるかについても確認をさせていただきましたけれども、滋賀県においても、助成実施の予定はないとの回答でございました。県内自治体につきましては、木下議員からも資料をお示しいただいているとおり、多数の市町が、自治体を実施されていることは承知をしておりますけれども、直接の問い合わせ等は今のところ行っておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） ありがとうございます。大変残念な答弁をいただいたという形になります。

しかしながら、ちょっと前回の6月の津村議員の質問のことをまた、お伝えして恐縮なんですけれども、吉田健康福祉部長の答弁の中で、助成に対する見解なんです、定期接種ではなく、任意接種なので、交付税措置がない。定期接種の検討状況を見て、市では検討していきたい。この健康被害の対応が定期接種とは異なるからというご答弁を6月にいただいたと思います。

ちなみに、PMDA等による救済制度措置があると思うんです。このPMDAというのは初めて聞かれる方もおられるかと思しますので、ちょっと簡単に説明させていただきます。このPMDAというのは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ということで、例えば薬を正しく使われても、何らかの副作用が起こる場合がございます。もしその副作用で健康被害が出た場合に、万が一例えば入院等の治療が必要になった場合、医療費や年金の救済制度が受けられる公的な制度であるということを知っております。ちなみにその野洲市ではこのPMDAについては、どのようにお考えいただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるように、定期予防接種に指定されている予防接種で健康被害が出た場合は、これは厚生労働省が健康被害の救済に当たります。定期予防接種に指定をされていない場合は、今おっしゃったように、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済措置の対象となるんですけれども、定期予防接種の場合は、厚生労働省に健康被害を進達する場合に、市が間に入るわけなんですけれども、定期予防接種でない場合、これ、ご本人さんに直接行っていただく必要がございますので、救済の内容としては限度額はほぼ一緒ぐらいなんですけれども、非常にそのご本人さんの負担が大きいということから、できるだけ定期予防接種を推奨するようにしていきたいというふうには思っております。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） ありがとうございます。

ちなみに吉田健康福祉部長、その救済限度額の限度というのは、ちょっと私も勉強不足で申し訳ないんですが、いくらぐらいになりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すいません、ちょっとすぐに資料が出てこないんですけども、状態によって、例えば、お亡くなりになられたとか、障害が残ったとか、あるいは一時的なアレルギー反応を起こされたとか、その類型によって異なりますので、死亡の場合は数千万のたしか補償があったというふうに記憶しておりますが、それはちょっと数字については、定かではございません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） ありがとうございます。ちなみに今のPMDAもそうなんですけれども、全国市長会予防接種事故賠償補償というの、野洲市は3類に入っておられるということであってますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 申し訳ございません。ちょっと保険の加入については、私、存じ上げておりませんので、お答えいたしかねます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） ありがとうございます。

では、次の4つ目の質問に移らせていただく前に病院事業管理者の今日、前川先生がおられますので、带状疱疹の現状、また、今後の状況、また、ワクチンの有効性について、医療的な観点から教えていただけますでしょうか。ご見解をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 木下議員のご質問にお答えします。

木下議員のほうから詳細な説明はいただいたんですけども、通常、水ぼうそうにかかったときのウイルスが、主に神経節というところに、実はずっと住みついてしまっているのが正常というか、そういう状態があって、それが、先ほど言ったように免疫が落ちたときに、住みついていたウイルスが出てきて症状を起こすのが带状疱疹の症状なわけで、今言われたように、先ほどの水ぼうそうのワクチンのせいもあるでしょうし、あるいは、今コロナ禍でストレスが増えていることも関係がありましようし、また、最近はやっぱり抗がん剤とか、結構医療が進んで、その中で免疫を抑えるような薬剤とかで、そういう発症が増えることもあるのではないかと思います。

私ども、私も、実は市立野洲病院に4月に赴任して、3名ほど診察をさせていただいて治療に当たっております。実際に、先ほど市のほうからの答弁にもありましたけれども、

痛みを伴う発疹というのが特徴で、より早く受診することが、有効な薬剤がありますので、いかに早期に使うことで、先ほど議員が言われた後遺症の神経障害を軽減することができるんですけども、その意味では、今ワクチンのテレビ等の宣伝もありますけれども、住民の市民の方々が関心を持っていただくことは非常に意味があって、それで早期受診につながるというのは医療費的には一番安いと思います。

ワクチンについてですけども、先ほど、木下議員がお話しされた野洲病院でも、1回2万2,000円で2回接種なので4万4,000円、結構高額な費用がかかります。他の近隣の医療機関でもほぼ同等の値段がかかりますので、確かにその頻度が、これから高齢化の問題もあって増えてくることを考えると、何らかの助成があってもいいのかなとは思いますが、これは市の行政で考えることだと思います。

以上、説明させていただきました。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） 前川先生ありがとうございます。

今お話しいただいたように带状疱疹ワクチンの認知度なんですけれども、例えばコロナワクチン、これもう皆さんほとんどの方がご存じ、インフルエンザワクチンも同じだと思うんですが、带状疱疹ワクチンを知っていますかという回答は16%なんです。今、先生がおっしゃったように、最初は何か虫さされかな、何かちょっと湿疹かなぐらいの状態で、ちょっと様子をしばらく見ておこうみたいな感じで、例えば、もう5日たち、1週間たつて、これはちょっと違うなということで、やっぱり受診されると思うんです。

最初の冒頭に私が申し上げましたように、テレビのCM等、SNSでもその带状疱疹ワクチンの周知というか、そういう形になると思うので、やっぱり今後、野洲市におかれましても、これはちょっと、吉田健康福祉部長になりますけれども、また、違った観点から、もちろん広報等でもされているとは思いますが、本当にますます、第8波のコロナに入っております。また、インフルエンザも同時流行しております。本当に昨日も、滋賀県、1,800、ちょっと数字は忘れましたが、それぐらいの人数かと思うんですが、全く先が読めない状況。その中で、なおかつこの带状疱疹ワクチン、本当に困っておられる方がやっぱり多いと思います。

もちろん、先ほども申し上げましたように、湖南4市の連携もありますし、滋賀県内はおろか、大阪、京都、奈良もやっておりません。ちなみにやっているのは和歌山県の田辺市と、それから兵庫県の佐用町、先ほどの資料1になりますけれども、そこだけになってお

ります。これはまた、ちょっと後で述べさせていただきますので、次の問4の質問に移らせていただきます。

続きまして、問4の質問に移ります。

野洲市における費用助成制度の設計の見直しはどうでしょうか。栢木市長にご見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 費用助成制度の検討の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

带状疱疹ワクチンの効果については十分認識をするところですが、先ほどの部長の答弁にもありましたように、市単独での助成には、継続的な財源確保などの課題がございます。また、現在、国が定期予防接種にするかどうかの検討を進めていることから、国の審議状況などの動向を注視しているところで、早々に国の判断が示されるのであれば、そちらに合わせることを望ましいと考えております。ただしですけれども、いつまでも待つということではなく、なかなか国の方針が定まらないということであれば、いずれかの段階で市として決断をする必要があると考えており、そのタイミングについては、県や近隣の市町とも情報を共有しつつ、適切に見定めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） 市長、ありがとうございます。

ちなみに、なぜ今日、今回、私がまた带状疱疹の質問をさせていただきましたかと申し上げますと、先日になるんですけれども、ある70歳代の男性から市民相談を受けさせていただきました。内容というのは带状疱疹のことになるんですけれども、その方がおっしゃるには、傷みがひどくて夜も寝られない。毎日がもう睡眠不足が続いていると。また、もう痛みで、寝返りを打つことでさえできない。こういう状況がもうずっと続いていると。その方は、年金暮らしをされておられますので、本当に带状疱疹で苦しんでおられる市民の生の声というところまたおかしいかもしれませんが、聞かせていただきました。また、私の周りにでも、実は私も带状疱疹になったんや。もちろんそういうことは公言される必要はないと思うんですが、実は私もなったんですみたいな感じで、そういうお声をやっぱり頂戴しております。

やはり最終的に言われるのが費用のことです。もちろん費用4万4,000円に関して、

高いといえどももちろん高いとは思いますが、本当に特に年金暮らしの方、その方たちは、本当にその経済的に厳しいと。でも、ワクチンを打ちたいのに打てないというのは、やはり野洲市として何らかの助成制度、今、市長のご答弁いただいたように、国の動きということをお願いしたと思うんですけれども、ちなみに、私がちょっと先ほども述べましたが、愛知県の大府市の岡村市長はこのように考えておられます。これは先ほどの市長のご答弁と重なるところもあるんですけれども、ちょっと読ませていただきます。国の動きを待つことなく、市民に良いことは、他の市町がやっていないことを先駆けてやるとおっしゃったそうです。ということは、大府市の公明党の議員から教えていただきました。

そういう形で、こちらの、野洲の12月の広報にもありますように、市長の最初の担当のご挨拶の中に笑顔あふれる野洲市のためにということで、ちょっと読ませていただきます。私の基本理念である「笑顔あふれるまちづくり」の実現のため、本市が直面する様々な行政課題に迅速かつ的確に対応することを目的として予算を執行しておりますと書かれております。これはまさしく今この带状疱疹の患者数が増加したことも、この課題に当てはまるのではないかと、私個人の意見では思います。

最後に、栢木市長にお願いがございます。ぜひ、リーダーシップを発揮していただきまして、また、さらなる野洲市のイメージアップのためにも、滋賀県内におきまして、どこも残念ながらされておきませんが、最初に、带状疱疹ワクチンの接種の助成を導入していただけることを心よりお願いを申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

では、2項目めの質問に入らせていただきます。中小企業のサイバーセキュリティ対策について。

サイバーセキュリティ対策について質問をさせていただきます。ここ最近、高度化、巧妙化が進む企業へのサイバー攻撃が多発しております。サイバー攻撃とは、インターネットやデジタル機器を絡めた手口で、個人や組織を対象に、金銭の窃取や個人情報の詐取、あるいはシステムの機能停止などを目的として行われる攻撃になります。大企業がセキュリティ対策を進める一方、資金や人手に余裕のない中小企業では、対策への遅れが目立っております。しかし、サプライチェーンの弱点となっている中小企業を攻撃し、全体に被害を及ぼす事例も増えており、国や産業界は、連携して中小企業への支援を乗り出し始めました。また、そこで経済産業省が主導するサイバーセキュリティお助け隊サービスの普

及や、利用を進める必要がございます。サイバーセキュリティお助け隊サービスとは、中小企業に対するサイバー攻撃への対処として、不可欠なサービスをワンパッケージで提供するものです。このサービスには、IT導入補助金が活用されます。IT導入補助金とは、中小企業・小規模事業者の方々がITツール導入に活用いただける補助金となっております。サイバーセキュリティお助け隊サービスとは、経済産業省と情報セキュリティ対策の普及を進める情報処理推進機構、IPA、産業界によるサプライチェーン、サイバーセキュリティコンソーシアム、SC3が連携して開発されました。基準を満たすとして登録されたサービスの提供業者は12事業所ございます。

また、大阪商工会議所もその1つです。大阪商工会議所が提供を行っているのは、安価で簡便な商工会議所サイバーセキュリティお助け隊サービスです。商工会議所の会員であれば月額6,600円、非会員は月額8,250円の費用で見守り、お知らせ、相談、駆けつけ、保険などのパッケージ化されたサービスを受けることができます。滋賀県の中小企業におきましても、大阪商工会議所からの事業の提供を受けることが可能となっております。

お助け隊サービスの設定は簡単で、複数の機能を統合したUTMという専用機器を外部につながる社内ネットワーク回線に取り付けるだけで、24時間外部からの攻撃などの異常がないかを監視し、ウイルスをブロックするとともに、利用者にメールで連絡をさせていただきます。自社発のウイルスメール送信や、危険サイトへのアクセスも防いでくれるので、取引先から信用を得ることが期待できます。困ったときの対応も電話やメールで相談することができ、緊急時には地域のIT事業者らによるお助け実働隊が駆けつけて、初動対応に当たってもらえます。これに要した費用は簡易サイバー保険で補償する仕組みとなっております。

2022年2月、国内大手自動車メーカーの取引先である部品メーカーのサーバーがサイバー攻撃を受けたことにより、自動車メーカーは国内の全工場の稼働を一時停止を余儀なくされました。その結果、約1万3,000台の生産に遅れが生じました。その後の調査で、部品メーカーが使用していたリモート接続機器のセキュリティに脆弱性があったことが原因で、不正アクセスを受けたことが判明しました。

このような企業や団体を標的としたサイバー攻撃は、規模や業種を問わず、日常的に起きております。被害に遭ってから慌てても、後の祭りでもはや今では対岸の火事ではございません。すぐに対策を講じる必要があると思います。

I P Aが今年3月に公表した情報セキュリティ10大脅威2022によれば、1位はランサムウェアによる被害、2位は標的型攻撃による機密情報の窃取に続き、前年は4位だったサプライチェーンの弱点を悪用した攻撃が3位に入っております。野洲市内の中小企業におきましても、サイバー攻撃を受ける場面があっても不思議ではありません。緊急な対策を取る必要があると考えます。野洲市の中小企業を守るためにも、十分なアナウンスと導入の推進を行っていただきたいと考えます。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

野洲市の民間企業や公的機関におけるサイバー攻撃による被害の実態は把握されておられますでしょうか。また、何か今までにご報告されていることはありますでしょうか。ご見解よろしくお願いたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） サイバーセキュリティ対策に関する1点目のご質問にお答えをいたします。

まず、市内民間企業に対するサイバー攻撃につきましては、市への報告義務が存在しないため、市としては把握しておりませんが、所管部署である商工観光課へも、これまで特段の相談もないことを確認しております。また、当市の公的機関に対するサイバー攻撃については、現時点で被害は発生いたしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） ありがとうございます。野洲市でサイバー攻撃の被害が仮にあったとしても、なかなかその報告というのは、今おっしゃったように上がってこない可能性も高いと思います。サイバー攻撃の被害が行政に届くような仕組み、システムづくりになるんですけども、構築についても一度ご検討いただければありがたいと思います。また、市民の方が、困ったときに相談して、また、少しでも被害が最小限に収まるようなご配慮をお願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

野洲市における中小企業のサイバーセキュリティ対策について、環境経済部長にお伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、お答えいたします。

ご指摘のとおり、サイバー攻撃や不正アクセスなど、近年その巧妙化が進む中で、その対策強化は必要というふうに考えております。本市の中小事業者の対策状況でございますが、商工会に確認しましたところ、セキュリティ対策の相談などを受けた場合、ご指摘のあった大阪商工会議所での取り組みを紹介し、その対策強化につなげているという回答をいただいております。さらに商工会では、サイバー攻撃による脅威と、その対策となるセキュリティ強化の必要性を盛り込んだ中小企業者向け経営改善セミナーを10月に開催されたところでございます。また、犯罪の視点で見ると、滋賀県警察本部で、体験型サイバーセキュリティセミナーが開催される他、サイバーセキュリティ情報誌、サイバーコネクトSHIG@（シガ）にランサムウェアの注意喚起が掲載されるなど、積極的な情報提供が行われております。この情報誌は、県警のほうから、商工会を通じて各商工会員様へ資料提供が行われているというふうに聞いております。

本市でのサイバーセキュリティ対策としては、直接的な支援はございませんけれども、各市内事業者様が積極的に対策強化を進められるよう、国や県警からの情報を迅速に提供してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） 環境経済部長、ありがとうございます。

私も牛乳の販売店を運営させてもらっております。いつももちろん、この時代にパソコンがないと、全てそういう情報から、請求書全てそういう形でパソコンが必要になってくると思うんですけれども、今、滋賀県警のほうもタイアップというか、そういう形で、カリキュラムというんですかね、そういう講義というか、出前の出張というか、そういう形で講義していただけるということで、本当に国とまた県と連携していただきながら、被害が最小限に収まる、ないのが一番いいんですけれども、やっぱりそういう形で、もう本当に我々の小さな店でさえ、もう止まってしまうと、もう全て、発注もそうですし、もう請求書全てのものがもう止まってしまいます。もうまして手書きでできるというのは、時間的にも難しいものがあると思いますので、今後とも国と、滋賀県警の連携、また、ご協力よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策も重要でございます。皆さんもご存じの方が多くと思いますが、10月31日に、大阪市にある大阪急性期総合医療センターが、ランサムウェアと呼ばれるウイルスで、サイバー攻撃を受けられました。厚生労働省は、院

内の情報化の進展により、医療機関は様々な情報システムの導入や院外ネットワークとの接続を行っており、院内における情報セキュリティ対策が不十分である場合は、様々な情報セキュリティインシデントリスクの脅威にさらされている可能性があるとして、情報セキュリティ対策は、システムを利用する全職員で対応すべきと問題、失礼しました。全職員で対応すべき問題とされています。令和4年11月10日に、厚生労働省は、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起もされております。

ここで3つ目の質問に移らせていただきます。

野洲病院のサイバーセキュリティ対策の現状と、建て替えた後の、今度新しく新病院になっていくわけですけれども、その対策の予定をお伺いします。もちろんこれはもうサイバーセキュリティのことになりますので、お答えできる範囲で結構です。よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 武内病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 3点目のご質問にお答えいたします。

当院におきましても、サイバーセキュリティ対策は大変重要なものと認識いたしております。先ほども申されましたように、昨今、医療機関に対するサイバー攻撃が発生しております。当院におきましても、コンピューターウイルス等の攻撃にさらされないよう、セキュリティを常に最新状態にすることや、職員への注意喚起及び指導を行っているところでございます。

また、各種システムの保守事業者に対しましても、最新のセキュリティ対策を取るよう指示し、確認も行っているところでございます。当院では、令和5年1月から新しい医療情報システムに更新すべく、現在準備を進めておるところであります。新システムにおきましても、最新のセキュリティ対策を講じながら、保守メンテナンス事業者に対しましても、同様の対策を行うよう指示しておるところでございます。

また、建て替え後の新病院におきましても、同様の対策を行うとともに、引き続き情報収集などを行いながら、常にその時点での最新の対策を講じまして、安全なシステム運営も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○6番（木下伸一君） 病院事務部長、ありがとうございます。これからの情報化社会におきまして、サイバーセキュリティ対策はもう必須でございます。中小企業へ、小規模事業

者の皆様が、安心できる環境づくり、また、野洲病院に、今後おかれましても、より一層の患者さんの皆様が安心してそういう対策を講じていただきますようお願いを申し上げて、私の全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第16号、第14番、橋俊明議員。

○14番（橋 俊明君） 第14番、新誠会、橋俊明でございます。どうも私が最後のようでございますけども、待っている時間は長く感じ、質問している時間は短く感じると、よく言われますけど、できるだけ充実した質問に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、4点にわたり質問をさせていただきます。

1点目は、市民病院整備事業についてでございます。11月18日、19日に、野洲市民病院整備基本構想・基本計画市民説明会が開催されました。それに先立っての11月14日の市民病院評価委員会では、委員の専門分野での意見を期待しておりましたが、守山野洲医師会の委員より、電磁波に対する意見が出されたものの、早期整備の意見が数多く出され、期待外れと感じました。

19日の説明会では、今回の総合体育館東側市有地に対する市民の意見を伺うと、体育館市有地病院の賛成と、駅前Aブロック整備の賛成の両極端の意見が出されました。会場の雰囲気は悪く、分断の溝はますます深まっていると強く感じたところでございます。

そこで問1でございます。分断の溝はますます深まっていることは明白であり、市長に分断の溝が深まった要因を伺うとともに、解消策を市長にお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の市民病院整備事業についての1点目、分断の溝についてのご質問にお答えをいたします。

本来、様々な事業を進めていく中では、様々な個々の考えもあり、賛成もあれば反対もあるわけでございます。それぞれの主張が展開されたことは、むしろ野洲市政が民主的に健全に保たれているとの証しだと理解しております。したがって、その事実をもって、分断の溝が深まったとお考えになっておられることは、いささかネガティブに過ぎるのではなからうかと思ひます。私としては、先日の市民懇談会は両日ともに、会場の雰囲気は穏やかで、様々な意見を忌憚なくお出しただけだと思ひっており、決して悪い雰囲気ではなかったと認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 様々な個々の意見等を踏まえたと、主張が違うのも当然であろうということによって、やっぱり考え方も変わってくるというお話だったと思います。ネガティブな考え方ではないか。私はとてもネガティブに考えざるを得ないと思います。今回、私が考えますのは、病院整備に関しましても、分断は、やはり長年の病院整備に対する賛成と反対の積み重ねの結果であると、私は思っております。やはり、その原因は何か、ネガティブに考える原因は何か。それは2年前の市長選挙のしこりが残っているのではないかなど、私はこのように考えております。そもそも、あの市長選挙の市長の公約でございました。病院を運営しながら、現地で半額建て替えという公約を基に当選されたもので、これに関しましては、一般質問等で、市長とも、まさしくバトルを展開させていただきました。この現地で半額建て替えがもし実現していたのならば、今頃、工事は真っ最中と思われ、順調に進んでいけば、もう完成が目に見えていたのではないかなと思います。その後の半額建て替えを断念、市有地3候補地の選定、駅前Bブロックの基本構想・基本計画策定、そして、市長の熟考がここで登場してまいります。その後の体育館横の病院と、目まぐるしく展開されてしまいました。私は、この分断の最大の要因はここにあるのではないかなという形で結論をつけました。

そこで再質問いたします。

市長に、この私の考えに対する市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたですけども、様々な事業を進めていく上では、賛否両論ございます。私が市長選挙に立たせていただいたときの公約というか、対案として出させていただいた、それが実現していれば、今頃、もうできているのではないかとおっしゃいました。確かにそうです。私が市長になる以前もそういうこともありました。もう全て賛成に、あれ、いつやったかちょっと忘れたんですけども、賛成があって、それで前へ進められたら、もう今できていたかわからないという状況のときもありました。でも、そのときそのときのご判断でそうやってきたわけですから、過去のことを言うわけやないんですけども、今、先ほどの分断の溝についての話で申し上げますと、私はもうそれ賛否両論、全て何でもですよ、これ。文化施設についてもそうですし、いろんなことでも、全ての人、10対10で、10分の10で、皆さん賛成していただけるというのはよっぽどのことをじゃないかなというふうにも思います。

したがいまして、分断と考えると、ネガティブに考えるよりも、これが民主主義だというようにご理解をいただけたらどうかなというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） やっぱり、今までのいきさつから考えますと、やはりそういったネガティブなという意見を私自身も思っておりますけども、やはり1つのやっぱりこだわりと申しますか、そういうものがなければ、前に前進はしないと私は思っておりますので、これは今まで何回も何回も、議会を、この場を通してやってきましたけども、いつまでたっても恐らく平行線になるかと思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

9月議会で、総合体育館東側市有地での整備に反対されている守山野洲医師会への対応についての私の一般質問に対しまして、市長は、とにもかくにも、医師会との協議の場を持って説明することに尽きると、このように答弁をされました。9月議会以降、協議の場を何回持たれたのか。また、医師会の反応を市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 9月以降の医師会との懇談回数でございますが、前川事業管理者が就任されたことに関して理事会に出向かれた他、政策監と次長が評価委員会の前に、計画等素案の説明に医師会長を訪問いたしました。それ以外は持っておりません。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 市長は直接、守山野洲医師会との協議の場は持っておられないということですね。それはそれで伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私は出向いておりません。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） そういう意味を込めまして、9月議会で協議の場を持ってくださいということをお願いして、市長は、先ほど言いましたとおり、とにもかくにも医師会との協議の場を持って説明することに尽きるということをおっしゃいましたけど、ちょっとその方向性が違うのではないかなと私は思っております。

先日も、守山野洲医師会とのちょっと情報交換の場を持たせていただきました。守山野洲医師会は、市長との協議の場を熱望されておりますが、特にこの協議の場を公開と。公開の場をもって望んでおられます。しかしながら、市長サイドはどうも情報を得ていますと非公開、そういうことに固持されていると、私は、その情報交換の場で聞かされました。

そこで再質問いたしますけども、なぜ協議の場を非公開にこだわっておられるのか。こだわっておられるのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ちょっと何か勘違いされておられる部分があると思うんですけども、9月以降、説明の場を設けなかった。結局説明の場ですよね。というのはそれまでに基本計画案の策定に着手していたわけなんですけど、9月以降。それが11月までかかってしまったということで、橋議員ももちろんご存じだと思うんですけど、評価委員会も11月14日、市民説明会、そして特別委員会というのを開かせていただいて、基本構想・基本計画案について、先ほど成案化いたしましたので、先ほど、この何日やったか、29日ですか、28日に成案化いたしました。それをもって、医師会のほうに説明に上がりたいということで、今調整を図っているという段階でございます。だからその公開、別に今までずっと公開していたわけですから、特にその公開か非公開かということにこだわって言っているわけじゃなくして、日程の調整を今してもらっているという状況です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今の答弁を聞いておりますと、決して非公開にこだわっているわけじゃない。現在、協議の場、説明の場を持つために、日程調整しているということでございますので、今の話を伺っていますと、私は、野洲医師会との正直な懇談の場でそういう情報を得ましたけども、お互いにちょっと行き違いがあるかもわからないということで、それこそ、ポジティブに考えれば、いわゆる、協議の場を、公開の場を持つこと、これについては、いささか賛成である、当然賛成であるということでございましたので、恐らく、この質問につきまして、関しましても、医師会の方も聞いておられると思いますので、できるだけ早い段階、恐らく議会の最終日にはほぼ固まってしまう可能性もございますので、それまでにそういった協議、説明の場を持っていただくことを強くお願いをして、次の質問に、移らせていただきます。

去る11月21日の病院整備特別委員会でも意見を述べましたが、整備予定地の総合体育館東側市有地の中ノ池川を隔てた市街化区域は、第1種低層住居専用地域でありまして、13ある用途地域の1つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域で、他の用途地域にはない厳しい規制が定められております。その隣接の市街化調整区域に、5階の病院を整備する予定でございますが、都市計画の用途地域の設定の観点から、なぜここに選定されたのかを市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の用途地域の設定の観点から立地選定した理由ということですが、新たな整備予定地である温水プール跡地は、市街化調整区域であるものの、市のほぼ中央に位置し、地理的距離は、全市的に最も公平な場所であることから、この場所を選定したものであります。また、市街化調整区域であることから、病院開設に当たっては都市計画法第43条の建築許可を得て対応させていただく予定です。

なお議員の指摘の隣接地については、第1種低層住居専用地域の用途地域が設定されており、病院建設に関し、特段の用途制限はございませんが、一部日影規制の対応が必要となることから、十分配慮をした上、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 先般からいろんな方の質問を聞いていますと、やはり今回の病院の選定、市の中央である、公平な場所である、やはりその場に都市計画とか総合計画の線引き、並びに区域の設定、そういったものが本来は最優先されて考えるべきであると。恐らく、この後で、いわゆる、マスタープランなり総合計画の見直しということをされると思いますが、本来私は本末転倒である、本来は逆だと私は思っておりますので、そういったことも十分考えていただきたいと思っております。

次に、問4に移らせていただきます。整備の発注方式につきましては、基本設計デザインビルド方式を採用予定でございますが、この方式を選択された要因を市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の基本設計デザインビルド方式を選択した理由でございます。基本構想・基本計画書37ページにありますとおり、比較上、整備スケジュールが速やかなこと、世界情勢により不安定化している材料調達の確度が高いことを鑑みて、基本設計デザインビルド方式を選択しようと考えているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 私もそれなりに、それなりにと言ったら失礼ですけど、調べさせました。やっぱりメリットは、設計施工を一元化すれば、業者、設計施工業者が、緊密に連携できるために、より質の高い建物を建設できる。また、工期の短縮が図れる。それと、不落札が、これが避けられるという大きなメリット、いくつかございますけども、ただデメリットがあり、克服しなければならない課題もあります。設計者や発注者のチェック機能が働きにくくなる。また、妥協的になりかねないリスクも存在します。設計と施工が一元

化してしまいますので、発注する側が丸投げしたように思えてしまうということも状態になりかねないということも指摘されております。

そこで、再質問、1点だけさせていただきます。お隣の近江八幡市、デザインビルド方式によりまして、庁舎整備工事、これを一般競争入札されました。入札参加予定者が1者だったために入札を中止されました。入札を続けるには2者以上の参加を条件とされていたものでございまして、本市も2者以上の参加を条件とするのか、先の話でございすけども、市長に、今の率直な思いをお聞かせ願えますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2者以上とするのか、1者でもするのかというのは、ちょっとまだそこまで私は聞いてないんですけども、このデザインビルドなんですけども、これ病院という性格上、普通の庁舎とはまた、ちょっと違った部分がありますので、この基本設計デザインビルド、基本設計デザインビルド方式といいますと、病院事業、病院の設計をした経験のある設計事務所と建築会社のDBというふうに認識しているんです、私は。この普通のデザインビルドではなく。設計事務所がやっぱり、その監理等々もしてもらえないかなというのがまず、1点と。

先ほど橋議員が言われました不落。これ不落になると。ちょっとまた、悪夢がよみがえってくるんですけど、不落にならないというのが1つと、今のこの資材の調達なんですけど、この資材の調達も、通常の設計が終わってから公募というんですか、入札に参加されると、どうしても期間が遅れるんですよね。調達が遅れると、自然と工期も遅れてくるといふ弊害がありますので、やはりそういうものを鑑みて、この方式がいいのではないかなというふうに思ったんですけども、ちょっとまた、分かり次第、報告させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 補足的にご説明をさせていただくんですけども、今、市長申し上げましたとおり、入札方式がまだ決定をしておりません。といいますのは、基本設計、DB方式は間違いなくその方式でやるわけですけども、入札につきましては、例えば総合評価落札方式で、一般競争入札というような手法もございすし、いわゆるプロポーザル方式、これは随意契約というような手法もございす。どちらか選択することによりまして、その業者を1者でよいか2者以上とせなければならないのかというような判断もございすので、そのことを含めて、検討させてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 一昨日か、議案質疑の議論をしましたけども、できましたら、1者の随意契約、これだけは避けていただきたい。まして、今回は金額が大きくなりますので、まして1者であれば公示価格の適正化、これは必ず問題がありますので、そういうことがないように、今から十分配慮をお願いしておきたいなと思っております。何かございますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 先般、議案質疑で橋議員のほうからご質問いただきました件でございますけれども、その前段の委託業務の件でございますので、お間違えないよう、よろしく申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員、この関係はあまり詳細にすると議案質疑に、一般質問でなくなりますので、よろしく。

○14番（橋 俊明君） 1点だけ、私はその辺を十分わきまえたつもりで話しておりますので。

それでは、2番目の野洲駅南口整備構想の見直しにつきまして、質問させていただきます。

去る11月22日に開催されました都市基盤特別委員会で説明を受けたところでございます。私、申し訳ございませんが、特別委員会の委員長でございますので、十分な質疑ができませんでしたので、いくつか疑問点を持っておりますので、その辺を聞かさせていただきます。野洲駅南口周辺整備構想の見直しと今後の進め方について、お伺いさせていただきます。

問1、今後の整備状況については、構想内容も、整備内容も定まっていないのに、令和9年度の開業が可能かどうか、伺う。また、急ぐ必要も併せて、政策調整部長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、橋議員の野洲駅南口整備構想の見直しについてのご質問の1点目にお答えさせていただきます。

去る11月22日開催の都市基盤整備特別委員会でもご説明いたしました、スケジュールにつきましては標準的なものをお示ししたものでございます。ただし、世界情勢の影響で資材不足等の長期化などの不安定要素がございますので、期間を延長する可能性もあ

りますが、市といたしましては、令和9年度の開業を目指して取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今回の見直し整備の見直しにつきましては、少しやっぱり進め方が性急過ぎるという印象が強いと、私は思っております。この駅前の南口の土地でございますけども、元はアサヒビールが持っておられました。私も担当してまして、アサヒビールとの交渉も進めておりました。最終的には、アサヒビールからこの土地を買い取って、市のために有効に使おうじゃないかということで、当時の議会が全員一致、全会一致で、買取りに賛成をされました。

今まで紆余曲折がございましたが、アサヒビールという大手のどこから買い取り、元は、日本麦芽でございますけども。それを市が買い取って、また、他の業者に貸す。また、売るということも考え、十分可能性が高いということになりますけども、それが最善策かどうかということがやはり今、今こそ真剣に、今日、時間を費やしてでも議論すべきと私は考えますが、政策調整部長の今のお考えをお聞かせ願えますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中で、過去の経緯等をおっしゃっていただきましたが、それは昨日までのいろんな議案質疑、あるいは一般質問でも同等のことでございます。確かに民間のほうから土地の買収いたしまして、市の財産、市民のためにということで、現在まで検討をしてまいっております。だからこそ、駅前の部分を単純に売却するのではなく、市が市民の意見を吸い上げた上で大きく関わった中で、駅前のにぎわいの創出をどのようにやっていくかということは今後進めるがために、今回予算を計上させていただいているということでございます。根本的というか、市長がよく申されます、にぎわいをつくる、それから税収の確保、この二本立てを駅前の土地で求めるために、今後進めていくという考え方でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今回、南口の整備でございますけども、先ほど申し上げました。いろんな紆余曲折があつて、恐らくこのステップが大きく進む可能性が高いのではないかと

と私は思っておりますけども、ただ賛成ではございませんよ。だけど、可能性としては高いということをも、申し上げておきたいと思うんです。やはり、長いこと、いろんな方が関わってきて、最終的な、ほぼこれに近いような形がありますけども、先ほど言いました。十分な議論を重ねてというところは非常に私は気がかりになりますので、そのことを強くお願いをしておきますけども。

それと同時に、次の質問でございますけども、東郷議員の議案質疑と一部重なりますけども、質問させていただきます。この構想検討委員会は、来年の3月、5月、7月、8月と4回予定をされております。最大18人の委員のこのスケジュール調整だけでも大変でございますが、まず、なぜここまで急ぐのか、必要性を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 2点目のご質問にお答えいたします。

なぜここまで急ぐのかということでございますけれども、先ほど橋議員自らおっしゃってました今回、議案質疑、一般質問で同等の質問が出ております。そのときにもお答えさせていただきましたけれども、かねて野洲駅南口の市有地が10年以上空き地となっている、このことに対しまして、地元自治会、あるいは学区の行政懇談会、市内の経済団体等の懇談会でもそうでした。一日も早い駅前整備を望まれており、また、市議会各派からいただいております要望のほうにも、駅前の計画の策定、あるいは整備の早急な取り組みということをお願いしておりますので、市といたしまして、一日も早い駅前整備の実現を目指していきたい、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 政策調整部長としての意見は分かりますけども、10年前、私有地を買い取る前に、いろんな商業施設誘致の動きもあった。大きく15年か、20年は動かなかった。恐らく、地元とすれば、30年弱何してんのや、おまえらという意見も私はもう全部、大分聞いておりました。しかし、このときだからこそ、この構想検討委員会で、先ほどくどいようですが、十分検討いただきたいと、このように考えておりますので、そのことを十分お願いをしておきたいと思えます。やはり、もう少し腰を据えて、取り組みをお願いしておきたいと思えます。

話は変わりますが、先日、市の老人クラブ連合会の会長より電話を受けました。現在老人クラブ連合会は4,000名の構成員がおられまして、一人ひとりの構成員は、人生経

験が豊富で、職場でのいろんな体験をしておられるということで知識は必ず十分活かせるということがございますので、今回の構想検討委員会にも、何とか推薦をしてもらうようお願いをしてくれということ、これはあくまでも要望でございますので、そのことをお願いしておきます。

それでは、問3でございます。リーガルチェックの目的、実施主体、仕事内容をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 3点目のご質問にお答えいたします。

リーガルチェックとは、法律の専門家により、公募から基本協定締結までの資料作成におきまして、手続上の不備や違法性、曖昧な点がないかの確認、助言等をしていただくこととでございます。

実施主体につきましては、年明けに公募予定のコンサル委託の内容に含みまして、コンサルを通じまして、弁護士によるリーガルチェックを行っていただく予定をしております。これまでご説明しているように、駅前には官民連携という手法で整備をするんですけども、市と民間が対等な立場で契約を交わし、事業を進めていく予定でございます。この契約の内容がとても重要であり、官民双方が対等な内容の契約となるよう、専門的な知見から、法的な確認、助言を行っていただくものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今、政策調整部長から説明を受けました。やはり、契約書の合意の内容は明確化すべきだということとございました。

ちょっと気になったので、コンサルを通じて、いわゆる外部の弁護士に依頼をしようというお話だと思いますので、本来はやはり顧問弁護士に直接、顧問弁護士やなしに、弁護士に直接依頼をするほうが問題はないと私は思うんですけども、なぜいわゆるコンサルを通じて弁護士をお願いするのか、その理由をもう一度お願いできますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの橋議員のご質問にお答えいたします。

官民連携という手法を取り入れるわけとしまして、官民連携も通常の、今までのやり方、市のほうが発注してそれを請け負い、入札してやってもらうとかいうそれとは違う部分もございます。したがって、支援を受ける業者も、今まで官民連携の支援の経験

を持った支援コンサル業者。ということはその辺の中身のことを一定知っているその業者のほうから、弁護士のほうを推薦いただくという考え方に基づくものでございます。

おっしゃるように、顧問弁護士も市のほうにおりますけれども、通常の顧問弁護士範疇では当然ないですので、ある意味、ここでちょっといろんな支援をいただいたときに、市のほうで検討が必要な部分については、セカンドオピニオンのことで、ご相談を顧問弁護士にはさせていただくようなことがあるかと、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 特に引っかかるのは支援業務、これは本来、市がやるべきことを業者に代わってやってもらうということになりますので、昨日でもおとついででも申し上げましたけど、いわゆるずぶずぶの関係、あまり適切ではないですね。あんまり緊密になり過ぎることが欠点になる可能性もございますので、やはりそういうことがないように、そのために、私は、弁護士は別にするのではないかなということを提案させていただきます。

やはり、政策調整部長がおっしゃいましたけども、このリーガルチェック、非常に大きな役割を果たしますので、このリーガルチェックの効能なり役割をきちっと押さえていただきまして、大きなことにならないように、よろしく願いをしておきたいなと思っております。

それでは、3番目の滋賀県立高等専門学校につきましてを質問させていただきます。

滋賀県立高等専門学校整備が市三宅地先に決定されたことは、本市のまちづくり、経済市場の発展に大きく寄与するものと期待をいたしております。この県有地につきましては、野洲川改修事業の跡地活用の一環として、その活用策を県などに要望したもので、今回、このような成果につながり、職員としてこの事業に関わった者として、感慨も深いものがございます。

最初に関わったのが、今から40年近く前に、建設課の職員として、この敷地の境界確定に携わり、大きな図面を抱え、先輩の後を地権者や地域の役員の方々と駆けずり回ったことが印象に残っております。また、25年ほど前には、関西にある大学の滋賀キャンパス誘致に向けまして、大学に通ったことも思い出されます。

それでは、今回、滋賀県立高等専門学校整備に向けまして、2点にわたり質問いたします。

野洲駅からのアクセスといたしまして、現在、整備済みの市道野洲駅北口線の先線整備

につきまして、今後の事業化に向けましての概要を都市建設部長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 滋賀県立高等専門学校についてのご質問の1点目でございます。野洲駅北口線先線の今後の事業化概要についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の都市計画道路野洲駅北口線は、守山市川田町を起点に、野洲駅へのアクセス路線として位置づけられており、市域をまたがる幹線道路として重要な路線でございます。さらに、国道8号野洲栗東バイパスや、大津湖南幹線などの広域幹線道路の整備に合わせ、湖南圏域における広域的な道路ネットワークの充実という観点からも非常に重要な路線であることから、毎年、県事業による整備を継続して要望しているところでございます。

この度、県立高等専門学校が、市三宅地先の県有地で整備されることになり、野洲駅北口線を整備する意義はこれまで以上に高まると考えられますことから、引き続き県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） ただいま都市建設部長から、いろいろとお聞かせ願いました。

1点だけ。この区域は調整区域で、結構、建物もございます。その距離はそんなに大きくない。川田町が起点と言いますけども、恐らく野洲川に橋を架けるのは、これはもうちょっと、今の県の体力から申し上げても、非常に難しいと思うんですけども、この通りの先線の区間、野洲までの区間、これを県事業として取り上げてもらえるのか。この可能性は低いのではないかなと思いを持っておりますけども、今、県の感触などを教えていただければ幸いかと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、再度のご質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、非常にハードルの高い道路整備であるというふうには認識をしております。ただこれまでずっと継続しまして、市のほうの単独要望で要望してまいりました。ちょうど今、県の道路整備アクションプログラムの見直しの年ということになってございまして、野洲市のほうから、アクションプログラムに掲載いただきたい路線の中に当然加えて、要望しているところでございます。まだ県のほうで、要望路線の扱いについては、内部で検討協議されているところで、この道路についてどのような扱いになるのかというのは、まだ私どものところでは、情報がないというふうな状況ではございますけ

れども、ただ今年の滋賀県要望、市の県要望以降、9月16日に県要望、行かせていただき、知事が正式に、高専の設置場所を公表されましたのが20日、その後だったというふうに思いますが、ですので、その後、私どもの都市建設部のほうで、単独で、また県の道路整備課のほうに伺って、協議もさせていただき、今般の高専設置の決定も受けて、より私どもは重要な路線であるというふうに認識しておりますのでということで、協議のほうも申し上げているところでございます。

現状はということで、ちょっとお答えにつきましては、今申し上げましたように、情報がないので、何とも申し上げられないところではございますけれども、引き続き、当然県の高等専門学校でもございますし、そこへのアクセスということもございますし、その必要性というのは、県のほうでもご理解いただけるように、継続して要望協議をしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今も都市建設部長がおっしゃいました。なるほど滋賀高専、高専は県の事業でございますので、恐らくそれを大いに使っていただきまして、やはり県事業として進めていただく。市は市として、別の路線をやっばり整備していくという方策が一番ベストやと思いますので、今後も整備をお願いしておきたいなと思います。

次に、問2でございますけれども、今回の高専整備に向けまして、まちづくりの観点からも、工業の振興を図る上からも、これ企業誘致が、当然、望まれるところでございまして、高専と一致した企業誘致が望まれるところでございます。一方では誘致の適地がない状況でございますので、そこで工業専用地域と隣接する地域の市街化区域の編入が望まれるところでございますけれども、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工業専用地域と隣接する地域の市街化区域の編入が望まれるところであるというご質問に対してお答えいたします。

野洲駅北側の工業専用区域から県立高等専門学校予定地までの一団の農地につきましては、野洲市都市計画マスタープランにおいて、産業系拡大市街地圏域に位置づけております。市街化区域の誘導エリアと位置づけております。しかしながら、農振農用地の除外手続等の課題もあることから、今後、地元自治会や地権者の意向、そして、民間事業者から具体的な提案がありましたら、新産業の創造や新たな企業立地も念頭に、市街化区域編入の

検討を進めていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） この土地につきましてはいろいろございました。工業、またこの機に持っていかうという形で、ただ市長がおっしゃいました。農振の用地でございますので、非常にハードルが高かった。ただ、立地条件はこれはもう抜群の土地でございますので、そういうこともございますし、高専の位置もございますので、新誠会の要望としても上げさせていただきました。新誠会の要望はこっちに置きまして、やはり野洲市の発展のためには、必ずこの土地が生きてこようと思っておりますので、一方ではハードルの高いということは分かっておりますけれども、何とか要望をお願いしておきたいと思っておりますので、これも県のほうに要望が上がっておりますか、ちょっと再度確認させていただきます。市長に。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） これ、県のほうに要望というよりも、これ農振ですので、まず、企業ですよ。もう、この企業が、この地権者の土地で、自治会も賛成して、こういう形でここを工場にしたいということをお願いした時点で、県に持って上げられるんですよ。だから、その土地の地権者と自治会とその事業主が、この3点セットで、県に持って上げられる事案になって、そのときはもう必死になって動きますし、この市街化区域の誘導エリアには入っておりますので、そういうものがセットになったら、県は、一応それは重く受け止めてもろうてますので、比較的、何もない誘導エリアに入っていないところから比べると、かなり確率は高いというふうに思っておりますし、また橋議員が言われるように、あそこは、本当に優良な土地ですので、頑張らせてやらせていただきます。ぜひまた、そういう情報がありましたらよろしく願います。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） ありがとうございます。私の住んでいる地域にも、そういう便利な土地がございますけれども、今年の政調会の要望にもお話をさせていただきました。やはり近畿農政局、やはり、県の立場が微妙に違うことから、正直押し合いになってございますけど、そんなこと言うておられませんので、何とかやはり、工場を誘致したいと思っておりますので、何とかここも一生懸命頑張っていきたいというふうに思っておりますので、市長の全面的な実力をお願いしたいと、誘致をお願いしたいということを思っております。

それでは、最後の質問でございますけれども、希望が丘文化公園の活用について質問させ

ていただきます。

2025年に滋賀国体が開催されます。滋賀県希望が丘文化公園では、ラグビー会場として再整備をされるところでございます。昭和56年のびわこ国体では、ラグビーの選手係として、当時全盛を誇りました新日鉄釜石の皆さんをお世話し、監督兼選手として森重隆さんや松尾雄治さん、洞口孝治さんなどで、緊張して接したことが印象に残っております。また、当時、同じような所属をしておりました赤坂部長も、一生懸命選手係として頑張っていたいただきました。

そこで、希望が丘文化公園において国体が開催されるに伴い、野洲市として、希望が丘文化公園の活用策を、隣接いたします湖南市、竜王町と連携して提案すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の希望が丘文化公園の活用についての問いにお答えさせていただきます。

滋賀県では、以前より希望が丘文化公園活性化方針の策定を検討されているところでございます。それに伴い、湖南市、竜王町及び本市で構成する野洲・湖南・竜王総合調整会議として、令和2年度に公園の施設整備や、利用促進に係る意見を取りまとめて県へ提出しております。

また、令和3年度には、県が行った活性化に係るサウンディング調査の報告を受けて、意見交換を行っております。そして、今年度には、活性化方針の骨子案に係る意見交換も行い、継続的に関わっております。

なお、今後策定される方針に基づく具体的な事業の実施は、令和7年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会以降と聞いております。

今後も県に対して、野洲・湖南・竜王総合調整会議において連携を密にし、希望が丘文化公園の活性化につながる提案をしていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 先般も希望が丘文化公園と、情報交換の場を、これも持たせていただきました。今月の12月18日には、全国中学校駅伝が開催されます。また、それに先立って、今日、山上ダムまた辻ダム、駅伝に控えて掃除をしなくてはならないという形で、民間の方も交えて今日やられているようでございますとおっしゃっていました。今、市長から説明がございました。リニューアルとして将来は考えているということで、今ま

で何回か、そういったものも持たれました。本来、メインストリート、中央の道、あそこを道路として活用したらどうかという話があるんですけども、いわゆる自然公園の中で、せっかくあの憩いの場の希望が丘文化公園を交通のばんばん走る、車がどんどん走る、これはもう認められないというのが1点と、あそこに大きな橋がかかっています。あれはどうも話を聞くと、12トン荷重、20トン荷重ではないということでございますので、例えば、活用ができない。合併が終わったときかな。私、企画財政にいたときに、ちょうど、今の県道野洲中主線のバイパスではなしに、当時の野洲町と、いわゆる竜王町、このつなぐ道を考えようと。当時考えたのは、希望が丘文化公園ということです。山手の地域に林道を走らすということがぎりぎりまで、予算が減少するかしないかまで議論されました。しかし、最終的には、県としては、文化公園の見える範囲で、林道を通すことがまかりならんという決断をされました。下されました。今から思いますと、その判断は正しいものと、私は、今から思いますけども、当時は一担当者として、何とか成功にこぎつきたいと思っておりましたが、やはり無理でございました。そういうことがありましたけど、様々なことを考えております。

今、昨今、やっぱり、オートキャンプ場が流行りでございますので、何とか希望が丘もオートキャンプ場を誘致したいと思っておられるみたいですけども、なかなかアクセス道がない。ちょうど本市の琵琶湖岸のような、道路付きでオートキャンプ場、車が止められるということがなかなか難しい。しかし、何とかしたいということをおっしゃっていますので、そのときには、また、様々な方面から相談もあろうかと思えますけど、一時は、年間来訪者が100万人を超えるというのは、それまでは、滋賀県で言う、100万人を超えるのは希望が丘しかございませんでしたけど、昨今はやはりラコリーナとか、いろんなところで、民間の事業者が増えてまいりましたので、希望が丘の再活性化に向けて、やはり竜王町と湖南市が、また野洲市が一体となって、何とか、これも1つ起爆剤になると思えますので、議会のほうもまた、全面的に協力させていただきますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員に申しあげました回答の中で、野洲・湖南・竜王総合調整会議というふうに申しあげたみたいで、野洲・湖南・竜王総合調整協議会でございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明9日から12月21日までの13日間は、各委員会での議案審査のため、休会といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、明9日から12月21日までの13日間は、各委員会での議案審査のため休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る12月22日は、午後1時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。(午後2時38分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年12月8日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 木下伸一

署名議員 津村俊二